事 務 連 絡 平成24年4月20日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴会におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

社団法人 日本医師会 御中

社団法人 日本歯科医師会 御中

社団法人 日本薬剤師会 御中

社団法人 日本病院会 御中

社団法人 全日本病院協会 御中

社団法人 日本精神科病院協会 御中

社団法人 日本医療法人協会 御中

社団法人 全国自治体病院協議会 御中

社団法人 日本私立医科大学協会 御中

社団法人 日本私立歯科大学協会 御中

社団法人 日本病院薬剤師会 御中

社団法人 日本看護協会 御中

社団法人 全国訪問看護事業協会 御中

財団法人 日本訪問看護振興財団 御中

日本病院団体協議会 御中

独立行政法人 国立病院機構本部 御中

独立行政法人 国立がん研究センター 御中

独立行政法人 国立循環器病研究センター 御中

独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 御中

独立行政法人 国際医療研究センター 御中

独立行政法人 国立成育医療研究センター 御中

独立行政法人 国立長寿医療研究センター 御中

健康保険組合連合会 御中

全国健康保険協会 御中

社団法人 国民健康保険中央会 御中

社会保険診療報酬支払基金 御中

財務省主計局給与共済課 御中

文部科学省高等教育局医学教育課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課 御中

総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中

警察庁長官官房給与厚生課 御中

防衛省人事教育局御中

労働基準局労災補償部補償課 御中

各都道府県後期高齢者広域連合 御中

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添8までのとおり訂正をするので、その取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

- ・診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成24 年3月5日保医発0305第1号)(別添1)
- ・基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (平成24年3月5日保医発0305第2号)(別添2)
- ・特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (平成24年3月5日保医発0305第3号)(別添3)
- ・「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について(平成24年3月5日保医発0305第10号)(別添4)
- ・訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴 う実施上の留意事項について(平成24年3月5日保発0305第3号)(別添 5)
- ・「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について(平成 24年3月26日保医発0326第2号)(別添6)
- ・「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について(平成24年3月30日保医発0330第9号)(別添7)
- ・「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について(平成24年3月30日保医発0330第10号)(別添8)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月5日保医発0305第1号)

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第1章 基本診療料第2部 入院料等

通則

- 5 入院中の患者の他医療機関への受診
- (2) 入院中の患者 (DPC 算定病棟に入院している患者を除く。) に対し他医療機関での診療が必要となり、当該入院中の患者が他医療機関を受診した場合(当該入院医療機関にて診療を行うことができない専門的な診療が必要となった場合等のやむを得ない場合に限る。) は、他医療機関において当該診療に係る費用を算定することができる。ただし、短期滞在手術基本料2及び3、医学管理等(診療情報提供料及び、(6)のアからイまでのただし書の場合に係る慢性維持透析患者外来医学管理料及び認知症専門診断管理料を除く。)、在宅医療、投薬、注射(当該専門的な診療に特有な薬剤を用いた受診日の投薬又は注射に係る費用を除き、処方料、処方せん料及び外来化学療法加算を含む。)及びリハビリテーション(言語聴覚療法に係る疾患別リハビリテーション料を除く。)に係る費用は算定できない。

第2節 入院基本料等加算

A 2 3 8 退院調整加算

(10) 死亡による退院又は他の病院若しくは診療所に入院するために転院した患者については、算定できない。<u>ただし、退院調整加算1を算定する場合に限り、他の病院若</u>しくは診療所に入院するために転院した患者においても算定できるものとする。

A 2 3 8 - 6 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算

A 2 3 8 - 7 精神科救急搬送患者地域連携受入加算

(1) 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算及び精神科救急搬送患者地域連携受入加算 は、精神科救急医療機関(精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料又は精神 科救急・合併症入院料に係る届出を行っている保険医療機関をいう。以下同じ。)に 緊急入院した患者(当該保険医療機関の一般病棟等へ緊急入院した後、2日以内に当 該特定入院料を算定する病棟に転棟した患者を含む。)について、後方病床の役割を担う保険医療機関(精神病棟入院基本料、児童・思春期精神科入院医療管理料、精神療養病棟入院料又は認知症治療病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関をいう。<u>ただし、特別の関係にあるものを除く。</u>以下同じ。)で対応可能な場合に、後方病床の役割を担う保険医療機関が当該患者の転院を速やかに受け入れることで、精神科救急医療機関の負担軽減及び緊急入院の受入が円滑になるよう地域における連携を評価するものである。

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

B 0 0 7 退院前訪問指導料

(1) 退院前訪問指導料は、継続して1月を超えて入院すると見込まれる入院患者の円滑な退院のため、入院中(外泊時を含む。)又は及び退院日に患家を訪問し、患者の病状、患家の家屋構造、介護力等を考慮しながら、患者又はその家族等退院後に患者の看護に当たる者に対して、退院後の在宅での療養上必要と考えられる指導を行った場合に算定する。なお、入院期間は暦月で計算する。

第2部 在宅医療

第1節 在宅患者診療・指導料

C 0 0 7 訪問看護指示料

(2) 指定訪問看護の指示は、当該患者に対して主として診療を行う保険医療機関が行うことを原則とし、訪問看護指示料は、退院時に1回算定できるほか、在宅での療養を行っている患者について1月に1回を限度として算定できる。なお、同一月において、1人の患者について複数の訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した場合であっても、当該指示料は、1月に1回を限度に算定するものであること。

ただし、A保険医療機関と特別の関係にあるB保険医療機関において区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料及び区分番号「I012」精神科訪問看護・指導料を算定している月においては、A保険医療機関は当該患者について訪問看護指示料は算定できない。

第3部 検査

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

D006-4 遺伝学的検査

- (1) 遺伝学的検査は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、患者1人につき1回算定できる。
 - ア デュシェンヌ型筋ジストロフィー
 - イ ベッカー型筋ジストロフィー
 - ウ 福山型先天性筋ジストロフィー
 - 工 栄養障害型表皮水疱症
 - オ 家族性アミロイドーシス
 - カ 先天性QT延長症候群
 - キ 脊髄性筋萎縮症
 - ク 中枢神経白質形成異常症
 - ケ ムコ多糖症 I 型
 - コ ムコ多糖症Ⅱ型
 - サ ゴーシェ病
 - シ ファブリ病
 - スポンペ病
 - セ ハンチントン舞踏病
 - ソ 球脊髄性筋萎縮症
 - タ フェニルケトン尿症
 - チ メープルシロップ尿症
 - ツ ホモシスチン尿症
 - テ シトルリン血症(1型)
 - ト アルギノコハク酸血症
 - ナ メチルマロン酸血漿
 - ニ プロピオン酸血症
 - ヌ イソ吉草酸血症
 - ネ メチルクロトニルグリシン血症
 - ノ HMG血症
 - ハ 複合カルボキシラーゼ血症
 - ヒ グルタル酸血症1型
 - フ MCADDA欠損症
 - へ VLCAD欠損症
 - ホ MTP (LCHAD) 欠損症
 - マ CPT1欠損症
 - ミ 筋強直性ジストロフィー
 - ム 隆起性皮膚線維肉腫
 - メ 先天性銅代謝異常症

- モ 色素性乾皮症
- ヤ 先天性難聴

第8部 精神科専門療法

第1節 精神科専門療法料

I002 通院・在宅精神療法

(14) 注4に定める特定薬剤副作用評価加算は、抗精神病薬を服用中の患者について、精神保健指定医又はこれに準ずる者が、通常行うべき薬剤の副作用の有無等の確認に加え、更に薬原性錐体外路症状評価尺度を用いて定量的かつ客観的に薬原性錐体外路症状の評価を行った上で、薬物療法の治療方針を決定した場合に、月に1回に限り算定する。この際、別紙様式33に準じて評価を行い、その結果と決定した治療方針について、診療録に記載すること。なお、同一月に区分番号「I002-2」精神科継続外来支援・指導料の注4に規定する特定薬剤副作用評価加算を算定している患者については、当該加算は算定できない。

I 0 1 4 医療保護入院等診療料

(4) 「2」の入院患者の隔離及び身体拘束その他の行動制限が病状等に応じて必要最小限の範囲内で適正に行われていることを常に確認できるよう、一覧性のある台帳が整備されていること。 (平成 20 年 5 月 26 日障精発第 0526002 号「精神科病院に対する指導監査等の徹底について」) また、その内容について他の医療機関と相互評価できるような体制を有していることが望ましい。

第 10 部 手術

第1節 手術料

第9款 腹部

K 6 8 5 内視鏡的胆道結石除去術

(4) 短期間又は同一入院期間中において、区分番号「K687」内視鏡的乳頭切開術と 区分番号「K685」内視鏡的胆道結石除去術<u>(胆道砕石術を伴うもの)</u>を併せて行っ た場合は、主たるもののみにより算定する。

K687 内視鏡的乳頭切開術

(4) 短期間又は同一入院期間中において、区分番号「K685」内視鏡的胆道結石除去 術 (胆道砕石術を伴うもの) と区分番号「K687」内視鏡的乳頭切開術を併せて行った場合は、主たるもののみにより算定する。

歯科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特揭診療料

第1部 医学管理等

B000-5 周術期口腔機能管理計画策定料

- (1) 周術期口腔機能管理計画策定料は、周術期における患者の口腔機能を管理するため、歯科診療を実施している保険医療機関において、手術等を実施する保険医療機関からの文書(以下「依頼文書」という。)による依頼に基づき、患者の同意を得た上で、周術期の口腔機能の評価及び一連の口腔機能の管理計画を策定し、当該管理計画に係る情報を文書(以下「管理計画書」という。)により提供するとともに、周術期の口腔機能の管理を行う保険医療機関に当該患者に係る管理計画書を提供した場合に当該手術等に係る一連の治療を通じて1回に限り算定できる。なお、当該管理計画書の内容又はその写しを診療録に記載又は添付すること。
- (2) (1)の規定にかかわらず、歯科診療を実施している保険医療機関において手術等を実施する場合であって、当該同一の保険医療機関で管理計画書を策定する場合については、依頼文書は要しないものとする。また、管理計画書を策定する保険医療機関と管理を行う保険医療機関が同一の場合は、当該保険医療機関内での管理計画書の提供は要しないものとする。

第9部 手術

26 区分番号 J 0 8 4 から J 0 8 7 まで、 J 0 8 8 、 J 0 9 8 、 J 0 9 9 及び J 1 0 0 に 掲げる手術について、同一手術野又は同一病巣につき、他の手術と同時に行った場合は、 主たる手術の所定点数により算定する。ただし、神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈(皮) 弁術、筋(皮)弁術、遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)、複合組織移植術、自家 遊離複合組織移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)又は粘膜移植術と当該手術とを同時に 行った場合はこの限りではない。

事業所

訪 問 看 護 指 示 書 在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

| | | | | 護指示期間 対指示期間 | | 年 年 | | 日 ~ 日 ~ | 年年 | | 日) 日) |
|----------------------|-------------|--------------------|---------|----------------------------|----------------|-----------------------|-----------|---------------|------|-----------|----------|
| 患者氏名 | | | 生年月 | | 明・大・ | 昭· | 平 | 年 | 月 (| F | |
| 患者住所 | | | | | 電話 | ; (|) | | _ | | 424 / |
| 主たる傷痕 | | (1) | | (2) | <u> </u> | | (3) | | | | |
| 現 状 | · 治療 態 | | | | | | | | | | |
| | 中の薬 | 1. 3. | | | 2 4 | | | | | | |
| 状 用法 沢 日常 | | 5. 寝たきり度 | · I 1 | . J 2 | 6 | | B 1 | B 2 | С | 1 | C 2 |
| 白分月 | | 認知症の状況 | 兄 I | II a | Ⅱ b 2) 要 2 | ∭a | | <u>Ib</u> 2 3 | IV | M 5) | |
| 当褥 | | り 深 さ | | IGN分類 | D3 D4 F液供給装 | 4 D 5 | NI R 酸 | PUAP 素療法 | 分類] | Ⅲ度 /mi | |
| 日医療相に | 幾器等 | 4. 吸引器 | | | 心静脈栄 | | | 液ポン | | • | , |
| (該当項目に○等 | | 8. 留置力 | テーテル | | サイ | | `` | | に1 | | |
| , · | | 10. 気管カ 11. 人工肛 | ニューレ | |) | | (| | | |) |
| 留意事項》 | 及び指列 | | | | 10. C | | | | | | _/ |
| | | | | | | | | | | | |
| <u>II</u> 1. リノ | ハビリラ | テーション | | | | | | | | | |
| 2. 褥疣 | 育の処置 | 置等 | | | | | | | | | |
| 3. 装着 | 着・使月 | 用医療機器等 | の操作援 | 受助・管理 | 1 | | | | | | |
| 4. 70 | の他 | | | | | | | | | | |
| 在宅患者 | 訪問点 | 滴注射に関う | する指示 | (投与薬 | 剤・投与 | 量• | 投与力 | 法等) | | | |
| 緊急時の過 | 車絡先 | | | | | | | | | | |
| 不在時の対 | 対応法 | 事項(注:薬の相3 | 元作用・副作用 | 用についての留 | 意点、薬物で | アレルギ [、] | - の既往、 | 定期巡回 | 可・随時 | 対応型調 | 訪問介 |
| | | 利用時の留意事項 | | | | | . 95,55 | , ,,,,,,,, | - 1/ | <u> </u> | 241.421 |
| 他の訪問え | 香護スラ | テーションへ | の指示 | | | | | | | | |
| (無 オ | 首:指定 | ド訪問看護ス | テーショ | ı ン名 事業 書 所へ | の指示 | | | | | |) |
| (無 有 | 有:訪問 | をのための訪 明介護事業所 | 名 2 | //K == <u>// </u> | .> 10,4 | | | | | |) |
| 上記のと | おり、 | 指示いたし | ます。 | 医療機 | | | | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| | | | | 住電 | 所話 | | | | | | |
| | | | | (FA 医師り | X) | | | | | | 印 |
| | | | | | | | | | | | |

殿

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (平成24年3月5日保医発0305第2号)

第4 経過措置等

表3 診療報酬の算定項目の名称が変更されたが、平成24年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要でないもの

| 地域医療貢献加算 | \rightarrow | 時間外対応加算 2 |
|----------------------|---------------|--------------------|
| 障害者歯科医療連携加算 | \rightarrow | 歯科診療特別対応連携加算 |
| 慢性期病棟等退院調整加算1 | \rightarrow | 退院調整加算 |
| 急性期病棟等退院調整加算1 | \rightarrow | 退院調整加算 |
| 後発医薬品使用体制加算 | \rightarrow | 後発医薬品使用体制加算2 |
| 回復期リハビリテーション病棟入院料1(| \rightarrow | 回復期リハビリテーション病棟入院料2 |
| 重症患者回復病棟加算の届出を行っている | | |
| 場合に限る。) | | |
| 回復期リハビリテーション病棟入院料1 (| | 回復期リハビリテーション病棟入院料3 |
| 重症患者回復病棟加算の届出を行っていな | | |
| <u>い場合に限る。)</u> | | |
| 回復期リハビリテーション病棟入院料2 | \rightarrow | 回復期リハビリテーション病棟入院料3 |

初・再診料の施設基準等

第4 歯科外来診療環境体制加算

- 1 歯科外来診療環境体制加算に関する施設基準
 - (4) 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との 事前の連携体制が確保されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医 療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が確保されている 場合は、この限りでない。

入院基本料等の施設基準等

- 第1 入院基本料(特別入院基本料(7対1特別入院基本料及び10対1特別入院基本料を 含む。)を含む。)及び特定入院料に係る入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全 管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準
 - 5 栄養管理体制の基準
 - (11) 平成 24 年 3 月 31 日において、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前の「診療報酬の算定方法」別表第 1 に規定する医科点数表に掲げる栄養管理実施加算の届出を行っていない保険医療機関にあっては、平成 26 年 3 月 31 日までの間は、地方厚生(支)局長に届け出た場合に限り、(1)の基準を満たしているものとする。 その際、病院については常勤の管理栄養士の確保が困難な理由等を地方厚生(支)局長に届け出ること。
- 第1の2 歯科点数表第1章基本診療料第2部入院料等通則第6号ただし書に規定する入院基本料(特別入院基本料(7対1特別入院基本料及び10対1特別入院基本料を含む。) を含む。)及び特定入院料に係る入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、 褥瘡対策及び栄養管理体制の基準

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の 基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、次のとおりとする。

- 2 栄養管理体制の基準
- (11) 平成 24 年 3 月 31 日において、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前の「診療報酬の算定方法」別表第 2 に規定する歯科点数表に掲げる栄養管理実施加算の届出を行っていない保険医療機関にあっては、平成 26 年 3 月 31 日までの間は、地方厚生(支)局長に届け出た場合に限り、(1)の基準を満たしているものとする。その際、病院については常勤の管理栄養士の確保が困難な理由等を地方厚生(支)局長に届け出ること。

第5 入院基本料の届出に関する事項

4 平成 24 年 3 月 31 日において、栄養管理実施加算の届出を行っていない病院又は診療 所については、第 1 の 5 (11) 及び第 1 の 2 の 2 (11) を適用する場合には、栄養管理 体制の整備を一部猶予されている保険医療機関として別添 7 の様式 5 の 2 を用いて届出 を行うこと。

なお、第1の5(11)の適応を受けない医療機関であって、管理栄養士の離職又は長期 欠勤のため栄養管理体制の基準を満たせなくなった病院又は診療所については、栄養管 理体制の基準が一部満たせなくなった保険医療機関として、別添7の様式5の3及び様式6を用いて届出を行うこと。

第2 病院の入院基本料等に関する施設基準

病院である保険医療機関の入院基本料等に関する施設基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、下記のとおりとする。

1 病棟の概念は、病院である保険医療機関の各病棟における看護体制の1単位をもって 病棟として取り扱うものとする。なお、高層建築等の場合であって、複数階(原則とし て二つの階)を1病棟として認めることは差し支えないが、三つ以上の階を1病棟とす ることは、2の(3)の要件を満たしている場合に限り、特例として認められるものであ ること。また、感染症病床が別棟にある場合は、隣接して看護を円滑に実施できる一般 病棟に含めて1病棟とすることができる。

平均入院患者数が概ね 30 名程度以下の小規模な結核病棟を有する保険医療機関については、一般病棟(一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)、専門病院入院基本料又は障害者施設等入院基本料を算定する病棟)と結核病棟を併せて1看護単位とすることはできるが、看護配置基準が同じ入院基本料を算定する場合に限る。ただし、結核病床を構造上区分すること等医療法で規定する構造設備の基準は遵守するものとし、平均在院日数の計算に当たっては、一般病棟のみにより計算するものとし、平均在院日数の計算に当たっては、一般病棟のみにより計算するものとし、一般病棟及び結核病棟が7対1入院基本料又は10対1入院基本料の届出を行う病棟である場合には、原則として一般病棟及び結核病棟で別々に看護必要度の評価を行うものとするが、7対1入院基本料の結核病棟のみで看護必要度の基準を満たせない場合に限り、両病棟の看護必要度の評価を合わせて行い、一般病棟の看護必要度の基準を満たすことで差し支えないものとする。

- 4の2 7対1入院基本料及び10対1入院基本料を算定する病棟については、次の点に 留意する。
 - (3) 第2の1にある小規模な結核病棟を有し、一般病棟と併せて1看護単位としている病棟において、7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定している場合、看護必要度の評価は一般病棟と結核病棟とで別々に行い、それぞれの病棟において(2)の割合を満たすものとする。ただし、7対1入院基本料の結核病棟のみで看護必要度の基準を満たせない場合に限り、両病棟の看護必要度の評価を合わせて行い、一般病棟の看護必要度の基準を満たすことで差し支えないものとする。

第5 入院基本料の届出に関する事項

4 平成24年3月31日において、栄養管理実施加算の届出を行っていない病院又は診療所については、第1の5(11)を適用する場合には、栄養管理体制の整備を一部猶

予されている保険医療機関として別添7の様式5の2を用いて届出を行うこと。

なお、第1の5(11)の適応を受けない医療機関であって、管理栄養士の離職又は長期欠勤のため栄養管理体制の基準を満たせなくなった病院又は診療所については、栄養管理体制の基準が一部満たせなくなった保険医療機関として、別添7の様式5の3及び様式6(病院の場合)又は様式5の3及び様式12(診療所の場合)を用いて届出を行うこと。

入院基本料等加算の施設基準等

第17の3 重度アルコール依存症入院医療管理加算

- 1 重度アルコール依存症入院医療管理加算の施設基準
 - (3) 当該保険医療機関にアルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師1名以上及び研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のうちのいずれかがそれぞれ1名以上が配置されていること。ただし、看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者については少なくともいずれか1名が研修を修了していること。

研修については、以下の要件を満たすものであること。

第24の2 新生児特定集中治療室退院調整加算

- 1 新生児特定集中治療室退院調整加算の施設基準
 - (2) 当該退院調整部門に退院調整及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有する専従の看護師又は、退院調整及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有する専任の看護師並びに及び専従の社会福祉士が配置されていること。なお、当該専従の看護師又は専従の社会福祉士は、週30時間以上退院調整に係る業務に従事していること。

- 1. 評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うこと。なお、院内研修は、所定の研修を修了したもの、あるいは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。なお、研修は直近の研修とし、院内での研修担当者は、概ね3年以内の関係機関による研修を受けていることが望ましい。
- 2. 評価票の記入にあたっては、下記の選択肢の判断基準等に従って実施すること。
- 3. 評価の対象は、7対1入院基本料、10 対1入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料1 (評価は A 項目のみに限る。)、一般病棟看護必要度評価加算又は急性期看護補助体制加算を届出ている病棟に入院し、7対1入院基本料、10対1入院基本料13対1入院基本料若しくは回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定している患者とし、患者に行われたモニタリング及び処置等並びに患者の状況等の日常生活動作の自立度について、回復期リハビリテーション料1は入院時、その他は毎日評価を行うこと。
- 4.評価は24時間(前日の評価後から本日の評価時刻まで)の記録と観察に基づいて行い、推測は行わないこと。ただし、入院日等で 24 時間の記録と観察が行えない患者の場合であっても測定対象となり、当該病棟に入院(入室)した時点から評価時刻までの記録と観察を行い評価票に記載すること。
- 5. 評価時間は一定の時刻で行うこと。ただし、調査当日の定刻から翌日の定刻時刻の間で、患者が入院し退院となる場合、或いは入院患者が退院する場合では、評価票のすべての項目について、退院時刻までの評価を行い、その日の評価とすることができる。あらかじめ設定した一定の時刻以降に急変等により患者の状態が悪化した場合であって、当該日の患者の状態として、一定の時刻以後の記録と観察が評価として適切だと判断される場合は、評価票のすべての項目について改めて評価を行い、その結果を記載し、その日の評価に変更することができる。
- 6. 手術室や透析室、X線撮影室等、当該病棟以外での評価は含めない。

A モニタリング及び処置等

1 創傷処置 項目の定義

創傷処置は、創傷・褥瘡についての処置があり、看護師等が医師の介助をした場合、あるいは看護師等が自ら処置を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

創傷処置を実施しなかった場合、あるいはその記録がない場合をいう。 あり」

創傷処置を実施した場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

ここでいう創傷とは、皮膚・粘膜が破綻をきたした状態であり、その数、深さ、範囲の程度は問わない。褥瘡は NPUAP 分類 II 度以上又は DESIGN 分類 d2 以上のものをいう。ガーゼ、フィルム材等の創傷被覆材の交換等を伴わない観察のみの行為は創傷処置に含まない。

縫合部の処置、縫合固定を伴うカテーテルの挿入部並びにカテーテル抜去後の縫合は創傷処置となる。但し、眼科手術後の点眼等及び排泄物の処理に関するストーマ処置は、ここでいう創傷処置には含まない。また、気管切開口、胃瘻、ストーマ等、造設から抜糸もしくは滲出が見られなくなるまでの間の創傷に対する処置は含まれるが、瘻孔として確立した状態での洗浄等の処置は創傷処置に含まない。

なお、看護師等が介助、あるいは処置を実施し、創傷の観察・処置内容等について 記録したもののみ評価すること。

(参考)

NPUAP 分類(National Pressure Ulcer of Advisory Panel) II 度以上 DESIGN 分類(日本褥瘡学会によるもの)d2 以上

2 血圧測定 項目の定義

血圧測定は、過去24時間に実施した血圧の測定回数、かつその測定値の記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

過去24時間に当該病棟で測定され、記録された血圧測定値の数で判断する。

判断に際しての留意点

この場合の血圧測定の方法は、測定の部位や血圧計の種類(水銀式血圧計、電子血圧計、自動血圧計等)や聴診・触診等の手法の違いは問わない。

血圧の持続モニターを行っている場合、あるいは自動血圧測定装置で血圧を測定している場合は、測定値を観察して記録に残っている回数で評価する。記録は、看護記録・体温表・フローシート等のいずれかに記入してあればよい。

また、手術室や透析室、X線撮影室等、当該治療室以外で測定したものや、患者自身で測定したものは、合計回数に含めない。

3 時間尿測定 項目の定義

時間尿測定は、1時間以内の尿量測定を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。すなわち、尿量測定値の記録から1時間以内に次の尿量測定値の記録がある場合を1回とし、過去24時間で3回以上ある場合を評価する。

選択肢の判断基準

「なし」

1時間以内に実施された尿量測定の回数が3回未満の場合、又は各測定値の記録がない場合のいずれかに該当する場合をいう。

「あり」

1時間以内に実施された尿量測定の回数が3回以上の場合、かつ各測定値の記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

記録されているもので評価するため、測定しても記録に残していなければ「なし」とする。記録の書式は問わない。

4 呼吸ケア

項目の定義

呼吸ケアは、人工呼吸器管理、酸素吸入、気道内吸引、口腔内吸引、痰を出すための体位ドレナージ、スクウィージングのいずれかを実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

呼吸ケアを実施しなかった場合、あるいはその記録がない場合をいう。 「あり」

呼吸ケアを1回以上実施した場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

酸素吸入(マスク法、経鼻法、酸素テントを使用)をしている患者は「あり」とする。

エアウェイ挿入、ネブライザー吸入、呼吸訓練は呼吸ケアには含めない。時間の長さや回数の条件はない。

5 点滴ライン同時3本以上 項目の定義

点滴ライン同時3本以上は、同時に3本以上の点滴ライン(ボトル、バッグ、 シリンジ等から末梢静脈、中心静脈、動静脈シャント、硬膜外、動脈、皮下への点滴、持続注入による薬液、輸血・血液製剤の流入経路)を持続的に使用した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

同時に3本以上の点滴が実施されなかった場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「あり」

同時に3本以上の点滴が実施された場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

施行の回数や時間の長さ、注射針の刺入個所の数は問わない。定義にある点滴ラインが同時に3本以上あれば「あり」とする。

2つのボトルを連結管で連結させて1つのルートで滴下した場合は、点滴ラインは1つとして数える。

へパリンロックをしているライン等から、シリンジと延長チューブを用い、手動で静脈注射を実施した場合は、持続的に使用しているといえないため本数に数えない。 スワンガンツカテーテルの加圧バッグについては、薬液の注入が目的ではないため、 本数に数えない。

記録の書式は問わないが、医師による指示と看護師等の実施記録が必要である。

6 心電図モニター 項目の定義

心電図モニターは、持続的に心電図のモニタリングを実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

持続的な心電図のモニタリングを実施していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「あり」

持続的な心電図のモニタリングを実施している場合、かつその記録がある場合 をいう。

判断に際しての留意点

心電図の誘導の種類は問わない。

- 心電図検査として一時的に測定を行った場合には「なし」となる。
- 心電図モニターの装着時間や記録の書式、回数は問わない。

7 シリンジポンプの使用

項目の定義

シリンジポンプの使用は、末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたりシリンジポンプを使用

している場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

静脈注射・輸液・輸血・血液製剤を行うにあたりシリンジポンプを使用していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「あり」

静脈注射・輸液・輸血・血液製剤を行うにあたりシリンジポンプを使用している場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

静脈注射・輸液・輸血・血液製剤をシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

8 輸血や血液製剤の使用 項目の定義

輸血や血液製剤の使用は、輸血(全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等)や血液製剤 (アルブミン製剤等)の投与を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

輸血や血液製剤を使用していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。 「あり」

輸血や血液製剤を使用している場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わない。

9 専門的な治療・処置 項目の定義

専門的な治療・処置は、①抗悪性腫瘍剤の使用、②麻薬注射薬の使用、③放射線治療、④免疫抑制剤の使用、⑤昇圧剤の使用、⑥抗不整脈剤の使用、⑦ドレナージの管理のいずれかの処置・治療を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

専門的な治療・処置を実施しなかった場合、又はその記録がない場合を言う。 「あり」

専門的な治療・処置を一つ以上実施した場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての注意点

専門的な治療・処置に含まれる内容は、各定義及び留意点に基づいて判断すること。

① 抗悪性腫瘍剤の使用

【定義】

抗悪性腫瘍剤は、悪性腫瘍細胞の増殖や生存を、細胞分裂に必要な核酸や蛋白の合成を阻害することにより直接的に、又は免疫機構等を介して間接的に阻害して腫瘍細胞の死

滅をはかる薬である。作用機序や由来から、1)アルキル化薬、2)代謝拮抗薬、3)抗腫瘍性抗生物質、4)植物アルカロイド、5)ホルモン、6)その他(インターフェロン製剤含む)に分類される。

【留意点】

固形腫瘍、血液系腫瘍を含み、抗悪性腫瘍剤を投与されている患者の管理を評価する。投 与の方法は、静脈内、動注、皮下注、体腔、局所への投与がある。内服、外用は含まない。 抗悪性腫瘍剤を投与した日のみを評価し、休薬中は評価しない。臨床試験を含む。但し、これ らの薬剤があくまでも抗悪性腫瘍剤として用いられる場合に限る。

② 麻薬注射薬の使用

【定義】

麻薬注射薬は、中枢神経系のオピオイド受容体に作用して鎮痛作用を発現する薬剤である。「麻薬及び向精神薬取締法」により麻薬として規制されており、麻薬処方箋を発行させなければならない薬剤である。

【留意点】

麻薬の注射薬を使用している場合に限り評価する。投与の方法は、静脈内、皮下、硬膜外、くも膜下への投与がある。内服、外用は含まない。

③ 放射線治療

【定義】

放射線治療は、病変部にX線、ガンマ線、電子線等の放射線を照射し、そのDNA分子間の結合破壊(電離作用)により目標病巣を根絶させる局所療法である。外部照射と内部照射 (腔内照射、小線源治療)がある。

【留意点】

放射線治療には、エックス線表在治療、高エネルギー放射線治療、ガンマナイフ、直線加速器(リニアック)による定位放射線治療、全身照射、密封小線源治療、放射性同位元素内用療法を含む。外部照射の場合は照射日のみを評価する。管理入院により、継続して内部照射を行なっている場合は、治療期間を通して評価する。

【参考】

(1) 放射線外部照射

直線加速器装置(リニアック)からX線、電子線等を体表、体内の腫瘍等に向けて照射する方法。コバルト60のy線を使う方法もある。ガンマナイフも含まれる。

(2) 密封小線源照射

放射線同位元素を病巣部に直接刺入又は挿入して照射を行う。内部照射であるが、治療室内で終了する方法と一定期間隔離する方法がある。組織内照射法と腔内照射法がある。遠隔式後充填法(RALS)も腔内照射の一つである。

(3) 非密封小線源照射

放射線同位元素を投与し、体内から照射する内部照射である。退出基準に達するまで、 放射線治療病室での管理が必要なことがある。

(4) 定位放射線照射

高線量の放射線を多方向から標的に向かって正確に照射する。外部照射の一つである。

④ 免疫抑制剤の使用

【定義】

免疫抑制剤の使用は、自己免疫疾患の治療と臓器移植時の拒絶反応防止の目的で使用された場合を評価する。主な免疫抑制薬は、(1)代謝拮抗薬、(2) カルシニューリン阻害薬、

(3) 生物学的製剤、(4) 副腎皮質ホルモンに分類される。

【留意点】

注射及び内服による免疫抑制剤の投与を評価する。(ただし、内服については患者が自己管理している場合を除く)免疫抑制剤を投与した日のみを評価し、休薬中は評価しない。また、外用は含まない。

【参考】

(1)代謝拮抗薬

プリン拮抗薬

アザチオプリン、ミゾリビン、ミコフェノール酸モフェチル、レフルノミド 葉酸拮抗薬

メトトレキサート

- (2) カルシニューリン阻害薬 シクロスポリン、タクロリムス
- (3)生物学的製剤

ムロモナブーCD3、バシリキシマブ

(4) 副腎皮質ホルモン プレドニゾロン

⑤ 昇圧剤の使用

【定義】

昇圧剤は、ショック状態、低血圧状態、循環虚脱の場合に血圧を上昇させる薬剤であり、 交感神経 β 刺激作用による心拍出量の増大や、 α 刺激作用による全末梢抵抗の増加により 昇圧作用を示す注射剤である。塩酸ドパミン、塩酸ドブタミン、エピネフリン、ノルエピネ フリン、塩酸イソプロテノール。

【留意点】

昇圧剤の注射薬を使用している場合に限り評価する。内服は含まない。

⑥ 抗不整脈剤の使用

【定義】

抗不整脈剤は、不整脈に対して電気生理学的特性からそれぞれ Na+ チャンネル抑制作用、交感神経 β 受容体遮断作用、K+ チャンネル抑制作用、Ca2+ 拮抗作用を有する薬に分類される注射剤である。

【留意点】

抗不整脈剤の注射薬を使用している場合に限り評価する。内服は含まない。

⑦ ドレナージの管理

【定義】

ドレナージの管理とは、排液、減圧の目的で手術創や体腔に誘導管を置いて滲出液や血液等を体外へ持続的に除去する方法をいう。閉鎖式、開放式の違いは問わない。経尿道的な膀胱留置カテーテル(尿道バルンカテーテル)は含まない。

【留意点】

定義に基づく下記のドレーンが留置されている場合に評価する。但し、留置されていれば、クランプしていてもよいとする。

(1) 脳・脊椎: 脳室、脳槽、脊椎ドレーン等

- (2) 胸腔内:胸腔、心嚢、前縦隔ドレーン等
- (3) 腹腔内:横隔膜下、肝下面、ウィンスロー孔、ダグラス窩、後腹膜ドレーン等
- (4) 肝・胆・膵: PTCD、PTGBD、ENBD、胆管、膵管チューブ等
- (5) 腎・尿管:腎盂、尿管カテーテル等
- (6) 消化管:経鼻胃管、イレウス管等
- (7) 創部: 創部ドレーン

B 患者の状況等

B項目共通事項

- 1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
- 2. 評価時間帯のうちに状態が変わった場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
- 3. 医師の指示によって、当該動作が制限されている場合には、「できない」又は「全 介助」とする。この場合、医師の指示に係る記録があること。
- 4. 当該動作が制限されていない場合には、動作を促し、観察した結果を評価すること。 動作の確認をしなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又 は「介助なし」とする。
- 5. ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」とする。
- 6.「B 患者の状況等」に係る患者の状態については、担当の看護師によって記録されていること。

10 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から(左右どちらかの)側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り(片側だけでよい)が1人でできる場合をいう。 「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護師等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護師等が行っている場合は「できない」となる。

11 起き上がり

項目の定義

起き上がりが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等、何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『起き上がり』とは、寝た状態(仰臥位)から上半身を起こす動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

1人で起き上がることができる場合をいう。ベッド柵、ひも、バー、サイドレ ール等につかまれば起き上がることが可能な場合も含まれる。また、電動ベッ ドを自分で操作して起き上がれる場合も「できる」となる。

「できない」

介助なしでは1人で起き上がることができない等、起き上がりに何らかの介助 が必要な場合をいう。途中まで自分でできても最後の部分に介助が必要である 場合も含まれる。

判断に際しての留意点

自力で起き上がるための補助具の準備、環境整備等は、介助に含まれない。起き上 がる動作に時間がかかっても、補助具等を使って自力で起き上がることができれば 「できる」となる。

12 座位保持 項目の定義

座位の状態を保持できるかどうかを評価する項目である。

こでいう『座位保持』とは、上半身を起こして座位の状態を保持することである。 「支え」とは、椅子・車椅子・ベッド等の背もたれ、手による支持、あるいは他の 座位保持装置等をいう。

選択肢の判断基準

「できる」

支えなしで座位が保持できる場合をいう。

「支えがあればできる」

支えがあれば座位が保持できる場合をいう。ベッド、車椅子等を背もたれとし て座位を保持している場合「支えがあればできる」となる。

「できない」

支えがあったり、ベルト等で固定しても座位が保持できない場合をいう。 I でいう「支え」とは、椅子・車椅子・ベッド等の背もたれ、手による支持、 あるいは他の座位保持装置等をいう。

判断に際しての留意点

寝た状態(仰臥位)から座位に至るまでの介助の有無は関係ない。さらに、尖足 亀背等の身体の状況にかかわらず、「座位がとれるか」についてのみ判断する。 ベッド等の背もたれによる「支え」は、背あげ角度がおよそ60度以上を目安とする。

13 移乗 項目の定義

移乗が自分でできるかどうか、あるいは看護師等が見守りや介助を行っているかど うかを評価する項目である。 ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」

「ベッドからポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が自分でできる場合 も含む。

「見守り・一部介助が必要」

直接介助をする必要はないが事故等がないように見守る場合、あるいは自分で は移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が行われ ている場合をいう。ストレッチャーへの移動の際に、患者が自力で少しずつ移| 動できる場合、看護師等が危険のないように付き添う場合も「見守り・一部介助が必要」となる。

「できない」

自分では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が自分では動けず、イージースライダー等の移乗用具を使用する場合は「できない」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行い(力が出せており)、看護師等が介助を行っている場合は、「見守り・一部介助が必要」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されていた場合は「できない」とする。 移乗が制限されていないにもかかわらず、看護師等が移乗を行わなかった場合は、 「できる」とする。

14 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が自分でできるかどうか、あるいは看護師等が見守りや介助を行っているかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

「できる」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが自分でできる場合をいう。

「できない」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔内清潔に含まない。また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

但し、口腔清潔が制限されていないにも関わらず、看護師等が口腔清潔を行わなかった場合は、「できる」とする。

15 食事摂取

項目の定義

食事介助の状況を評価する項目である。ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子に座らせる、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助・見守りなしに自分で食事が摂取できる場合をいう。箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。食止めや絶食となっている場合は、 介助は発生しないので「介助なし」とする。

「一部介助」

必要に応じて、食事摂取の行為の一部を介助する場合をいう。また、食卓で食べやすいように配慮する行為(小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる、蓋をはずす等)が行われている場合をいう。必要に応じたセッティング(食べやすいように配慮する行為)等、食事中に1つでも介助すれば「一部介助」とする。見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

自分では全く食べることができず全面的に介助されている場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要した場合は「全介助」とする。

判断に際しての留意点

食事は、種類は問わず、一般(普通)食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護師等が行っている場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行った場合は「介助なし」となる。但し、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含めない。また、看護師等が行う、パンの袋切り、食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等は「一部介助」とする。

セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「介助なし」とする。

16 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱を看護師等が介助する状況を評価する項目である。衣服とは、患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしに自分で衣服を着たり脱いだりしている場合をいう。また、当日、衣服の着脱の介助が発生しなかった場合をいう。

自助具等を使って行っている場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が行われている場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護師等がズボン・パンツ等を上げている場合等は、「一部介助」に含む。看護師等が手を出して介助はしていないが、転倒の防止等のために、見守りや指示が行われている場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が行われている場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行っても、着脱行為そのものを患者が行わず、看護師等がすべて介助した場合も「全介助」とする。

判断に際しての留意点

衣服の着脱に要する時間の長さやは判断には関係しない。通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。

栄養管理体制の確保が一部猶予されている医療機関の 入院基本料及び特定入院料届出に係る添付書類

| 1 | 常勤の管理栄養士 <u>(有床診療所は非常勤)</u> | –の確保が困難な理由 |
|---|-----------------------------|------------|
| | (最も該当するもの一つに〇) | |

| (1) | 求人を行っているが応募がないため |
|-----|------------------|
| (2) | 人件費の確保が困難なため |
| (3) | 離職が多いため |
| (4) | その他() |

2 非常勤の管理栄養士の有無(どちらかに〇)

| 有 | 無 |
|---|---|
| | |

3 平成 26 年 3 月 31 日までに常勤の管理栄養士(有床診療所は非常勤)が確保できる見通し (どちらかに〇)

| 有 | 無 |
|---|---|
| | |

栄養管理体制の基準が一部満たせなくなった医療機関の 入院基本料及び特定入院料届出に係る添付書類

| 保険医療 | §機関名 | | | | | | |
|--|----------------------|---------------|------------|----------------|---|--|--|
| 郵便番号 | <u> </u> | | | | | | |
| 住所 | 住所 | | | | | | |
| 1 常勤 |]の管理栄養 | 養士(有床診療所は非常勤 |)に関する | る基準が満たせなくなった日 | | | |
| 平成 | 年 | 月 E | 1 | | | | |
| 2 常勤 | の管理栄養 | 養士(有床診療所は非常勤 |) に関する | る基準が満たせなくなった理由 | | | |
| | (1) 離職 | 戦のため | | | | | |
| | (2) 出産 | 産、育児、介護に伴う長期 | 休暇のため | | | | |
| | (3) その | D他(| | |) | | |
| 2 非常 | 動の管理学 | 栄養士の有無 (どちらかに | .O) | | | | |
| | | 有 | | 無 | | | |
| 3 3か月以内に常勤の管理栄養士(有床診療所は非常勤)が確保できる見通し (どちらかに〇) | | | | | | | |
| | | 有 | | 無 | | | |
| 4 常勤の管理栄養士(有床診療所は非常勤)の確保が困難な理由 (最も該当するもの一つに〇) | | | | | | | |
| | (1) 求人を行っているが応募がないため | | | | | | |
| | (2) 人件費の確保が困難なため | | | | | | |
| | (3) 離職が多いため | | | | | | |
| | (4) その他(| | | | | | |

[記載上の注意]

病院の場合は様式6、診療所の場合は様式12を添付すること。

重度アルコール依存症入院医療管理加算の施設基準に係る

届出書添付書類

| | 氏名 | 研修受講 |
|-------------------|----|----------|
| 1 当該保険医療機関常勤の精神保 | | |
| 健指定医師の氏名(2名以上) | | |
| | | |
| | | |
| 2 アルコール依存症に係る研修を | | |
| 修了した医師の氏名 | | |
| | | |
| 3 看護師の氏名 | | |
| | | <u> </u> |
| 4 作業療法士の氏名 | | |
| 5 特地伊德拉北土又比斯克·沙理士 | | |
| 5 精神保健福祉士又は臨床心理技 | | |
| 術者の氏名 | | <u>—</u> |
| | | |
| 6 必要に応じて患者の受入が可能 | | |
| な精神科以外の診療科を有する医 | | |
| 療体制との連携体制 | | |
| | | |
| | | |

[記載上の注意]

- 1 「必要に応じて患者の受入が可能な精神科以外の診療科を有する医療体制との連携体制」とは、精神科以外の診療科で入院を要する場合に受け入れることができる体制について具体的に記載すること。
- 2 <u>「3」、「4」又は「5」のうち、いずれか1名はアルコール依存症に係る研修を修</u>了していること。
- 3 「2」 \underline{DU} 「3」、「4」 \underline{DU} 「5」については、アルコール依存症に係る研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。

重症度に係る評価票 評価の手引き

- 1. 評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うこと。なお、院内研修は、所定の研修を修了したもの、あるいは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。<u>なお、研修は直近の研修とし、院内での研修担当者は、概ね3年以内の関係機関による研修を</u>受けていることが望ましい。
- 2. 評価票の記入にあたっては、下記の選択肢の判断基準等に従って実施すること。
- 3. 評価の対象は、特定集中治療室管理を行う治療室に入院し、特定集中治療室管理料を 算定している患者とし、患者に行われたモニタリング及び処置並びに患者の状況等の日 常生活動作の自立度について、毎日評価を行うこと。
- 4.評価は24時間(前日の評価後から本日の評価時刻まで)の記録と観察に基づいて行い、 推測は行わないこと。ただし、入院日等で 24 時間の記録と観察が行えない患者の場合 であっても測定対象となり、当該病棟に入院(入室)した時点から評価時刻までの記録 と観察を行い評価票に記載すること。
- 5. 評価時間は一定の時刻で行うこと。ただし、調査当日の定刻から翌日の定刻時刻の間で、患者が入院し退院となる場合、或いは入院患者が退院する場合では、評価票のすべての項目について、退院時刻までの評価を行い、その日の評価とすることができる。あらかじめ設定した一定の時刻以降に急変等により患者の状態が悪化した場合であって、当該日の患者の状態として、一定の時刻以後の記録と観察が評価として適切だと判断される場合は、評価票のすべての項目について改めて評価を行い、その結果を記載し、その日の評価に変更することができる。
- 6. 手術室や透析室、X線撮影室等、当該治療室以外での評価は含めない。

A モニタリング及び処置等

1 心電図モニター

項目の定義

心電図モニターは、持続的に心電図のモニタリングを実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

持続的な心電図のモニタリングを実施していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「あり」

持続的な心電図のモニタリングを実施している場合、かつその記録がある場合 をいう。

判断に際しての留意点

- 心電図の誘導の種類は問わない。
- 心電図検査として一時的に測定を行った場合には「なし」となる。
- 心電図モニターの装着時間や記録の書式、回数は問わない。

2 輸液ポンプの使用

項目の定義

輸液ポンプの使用は、<u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への</u>静脈注射・ 輸液・輸血・血液製剤を行うにあたり輸液ポンプを使用している場合、かつその記 録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤<u>・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたり輸液ポンプを使用していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「あり」

<u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への</u>静脈注射・輸液・輸血・血液製剤<u>・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたり輸液ポンプを使用している場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤 ・薬液の微量持続注入を輸液ポンプにセットしていても、作動させていない場合や、 灌流等患部の洗浄に使用している場合には使用していないものとする。

3 動脈圧測定(動脈ライン)

項目の定義

動脈圧測定は、動脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に動脈圧測定を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

動脈圧測定を実施していない場合、あるいはその測定値の記録がない場合をいう。

「あり」

動脈圧測定を実施している場合、かつその測定値の記録がある場合をいう。

4 シリンジポンプの使用

項目の定義

シリンジポンプの使用は、<u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への</u>静脈注射・輸液・輸血・血液製剤<u>・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたりシリンジポンプを使用している場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤<u>・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたりシリンジポンプを使用していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「あり」

<u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への</u>静脈注射・輸液・輸血・血液製剤<u>・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたりシリンジポンプを使用している場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤 ・薬液の微量持続注入のラインをシリンジポンプにセットしていても、作動させて いない場合には使用していないものとする。

5 中心静脈圧測定(中心静脈ライン)

項目の定義

中心静脈圧測定は、中心静脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に中心静脈圧測定を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

中心静脈圧測定を実施していない場合、あるいはその測定値の記録がない場合をいう。

「あり」

中心静脈圧測定を実施している場合、かつその測定値の記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテルによる中心静脈圧測定についても「あり」となる。 中心静脈圧の測定方法は、水柱による圧測定、圧トランスデューサーによる測定 のいずれでもよい。

6 人工呼吸器の装着

項目の定義

人工呼吸器の装着は、人工換気が必要な患者に対して、人工呼吸器を使用した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

人工呼吸器を使用していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。 「あり」

人工呼吸器を使用している場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

人工呼吸器の種類や設定、あるいは気道確保の方法については問わない。 NPPV(非侵襲的陽圧換気)が実施された場合も「あり」とする。

7 輪血や血液製剤の使用

項目の定義

輸血や血液製剤の使用は、輸血(全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等)や血液製剤(アルブミン製剤等)の投与を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

輸血や血液製剤を使用していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。 「あり」

輸血や血液製剤を使用している場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わない。

8 肺動脈圧測定(スワンガンツカテーテル)

項目の定義

肺動脈圧測定は、スワンガンツカテーテルを挿入し、そのカテーテルを介して直接的に肺動脈圧測定を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

肺動脈圧測定を実施していない場合、あるいはその測定値の記録がない場合を

いう。

「あり」

肺動脈圧測定を実施している場合、かつその測定値の記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテル以外の肺動脈カテーテルによる肺動脈圧測定についても 「あり」となる。

9 特殊な治療法等(CHDF,IABP,PCPS,補助人工心臓,ICP 測定)

項目の定義

特殊な治療法等は、CHDF (持続的血液濾過透析)、IABP (大動脈バルーンパンピング)、PCPS (経皮的心肺補助法)、補助人工心臓、ICP (頭蓋内圧) 測定を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

特殊な治療法等のいずれも行っていない場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「あり」

特殊な治療法等のいずれかを行っている場合、かつその記録がある場合をいう。

B 患者の状況等

B項目共通事項

- 1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
- 2. 評価時間帯のうちに状態が変わった場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
- 3. 医師の指示によって、当該動作が制限されている場合には、「できない」又は「全介助」とする。この場合、医師の指示に係る記録があること。
- 4. 当該動作が制限されていない場合には、動作を促し、観察した結果を評価すること。 動作の確認をしなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は 「介助なし」とする。
- 5. ただし、「寝返り」、「起き上がり」の動作が禁止されているにもかかわらず、患者が 無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」とする
- 6.「B 患者の状況等」に係る患者の状態については、担当の看護師によって記録されていること。

10 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール 等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から(左右どちらかの)側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り(片側だけでよい)が1人でできる場合をいう。 「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護師等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護師等が行っている場合は「できない」となる。

11 起き上がり

項目の定義

起き上がりが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等、何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『起き上がり』とは、寝た状態(仰臥位)から上半身を起こす動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

1人で起き上がることができる場合をいう。ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまれば起き上がることが可能な場合も含まれる。また、電動ベッドを自分で操作して起き上がれる場合も「できる」となる。

「できない」

介助なしでは1人で起き上がることができない等、起き上がりに何らかの介助が必要な場合をいう。途中まで自分でできても最後の部分に介助が必要である場合も含まれる。

判断に際しての留意点

自力で起き上がるための補助具の準備、環境整備等は、介助に含まれない。起き 上がる動作に時間がかかっても、補助具等を使って自力で起き上がることができれば「できる」となる。

12 座位保持

項目の定義

座位の状態を保持できるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『座位保持』とは、上半身を起こして座位の状態を保持することである。

「支え」とは、椅子・車椅子・ベッド等の背もたれ、手による支持、あるいは他 の座位保持装置等をいう。

選択肢の判断基準

「できる」

支えなしで座位が保持できる場合をいう。

「支えがあればできる」

支えがあれば座位が保持できる場合をいう。ベッド、車椅子等を背もたれとして座位を保持している場合「支えがあればできる」となる。

「できない」

支えがあったり、ベルト等で固定しても座位が保持できない場合をいう。 ここでいう「支え」とは、椅子・車椅子・ベッド等の背もたれ、手による支持、 あるいは他の座位保持装置等をいう。

判断に際しての留意点

寝た状態(仰臥位)から座位に至るまでの介助の有無は関係ない。さらに、尖足・亀背等の身体の状況にかかわらず、「座位がとれるか」についてのみ判断する。ベッド等の背もたれによる「支え」は、背あげ角度がおおよそ60度以上を目安とする。

13 移乗

項目の定義

移乗が自分でできるかどうか、あるいは看護師等が見守りや介助を行っているか、 どうかを評価する項目である。

ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、「ベッドからポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

「できる」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が自分でできる場合も含む。

「見守り・一部介助が必要」

直接介助をする必要はないが事故等がないように見守る場合、あるいは自分では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が行われている場合をいう。ストレッチャーへの移動の際に、患者が自力で少しずつ移動できる場合、看護師等が危険のないように付き添う場合も「見守り・一部介助が必要」となる。

「できない」

自分では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が 行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が自分では動けず、イージースライダー等の移乗用具を使用する場合は「できない」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身 も行い(力が出せており)、看護師等が介助を行っている場合は、「見守り・一部介 助が必要」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されていた場合は「できない」とする。 移乗が制限されていないにもかかわらず、看護師等が移乗を行わなかった場合は、 「できる」とする。

14 口腔清潔

項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が自分でできるかどうか、あるいは看護師 等が見守りや介助を行っているかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

「できる」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが自分でできる場合をいう。

「できない」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔清潔に含まない。また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

ただし、口腔清潔が制限されていないにも関わらず、看護師等が口腔清潔を行わなかった場合は、「できる」とする。

- 1. 評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うこと。なお、院内研修は、所定の研修を修了したもの、あるいは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。<u>なお、研修は直近の研修とし、院内での研修担当者は、概ね3年以内の関係機関による研修を受けていることが望ましい。</u>
- 2. 評価票の記入にあたっては、下記の選択肢の判断基準等に従って実施すること。
- 3. 評価の対象は、ハイケアユニット入院医療管理を行う治療室に入院し、ハイケアユニット入院医療管理料を算定している患者とし、患者に行われたモニタリング及び処置等並びに患者の状況等の日常生活動作の自立度について、毎日評価を行うこと。
- 4.評価は24時間(前日の評価後から本日の評価時刻まで)の記録と観察に基づいて行い、 推測は行わないこと。ただし、入院日等で 24 時間の記録と観察が行えない患者の場合 であっても測定対象となり、当該病棟に入院(入室)した時点から評価時刻までの記録 と観察を行い評価票に記載すること。
- 5. 評価時間は一定の時刻で行うこと。ただし、<u>調査当日の定刻から翌日の定刻時刻の間で、患者が入院し退院となる場合、或いは入院患者が退院する場合では、評価票のすべての項目について、退院時刻までの評価を行い、その日の評価とすることができる。</u>あらかじめ設定した一定の時刻以降に急変等により患者の状態が悪化した場合であって、当該日の患者の状態として、一定の時刻以後の記録と観察が評価として適切だと判断される場合は、評価票のすべての項目について改めて評価を行い、その結果を記載し、その日の評価に変更することができる。
- 6. 手術室や透析室、X線撮影室等、当該治療室以外での評価は含めない。

A モニタリング及び処置等

1 創傷処置 項目の定義

> 創傷処置は、創傷・褥瘡についての処置があり、看護師等が医師の介助をした場合、 あるいは看護師等が自ら処置を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

創傷処置を実施しなかった場合、あるいはその記録がない場合をいう。 あり」

創傷処置を実施した場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

ここでいう創傷とは、皮膚・粘膜が破綻をきたした状態であり、その数、深さ、範囲の程度は問わない。褥瘡は NPUAP 分類 II 度以上又は DESIGN 分類 d2 以上のものをいう。ガーゼ、フィルム材等の創傷被覆材の交換等を伴わない観察のみの行為は創傷処置に含まない。

縫合部の処置、縫合固定を伴うカテーテルの挿入部並びにカテーテル抜去後の縫合は創傷処置となる。但し、眼科手術後の点眼等及び排泄物の処理に関するストーマ処置は、ここでいう創傷処置には含まない。また、気管切開口、胃瘻、ストーマ等、造設から抜糸もしくは滲出が見られなくなるまでの間の創傷に対する処置は含まれるが、瘻孔として確立した状態での洗浄等の処置は創傷処置は含まない。

なお、看護師等が介助、あるいは処置を実施し、創傷の観察・処置内容等について 記録したもののみ評価すること。

(参考)

NPUAP 分類(National Pressure Ulcer of Advisory Panel) II 度以上 DESIGN 分類(日本褥瘡学会によるもの)d2 以上

2 蘇生術の施行 項目の定義

蘇生術の施行は、気管内挿管・気管切開術・人工呼吸器装着・除細動・心マッサージのいずれかが、蘇生を目的に施行されたかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

蘇生術の施行がなかった場合、あるいはその記録がない場合をいう。 「あり」

蘇生術の施行があった場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

当該病棟以外での評価は含まないため、手術室、救急外来等で蘇生術が行われたとしても、当該病棟で行われていなければ「なし」となる。

蘇生術の施行に含まれている人工呼吸器の装着とは、いままで装着していない患者 が蘇生のために装着したことであり、蘇生術以外の人工呼吸器管理は、「A-5呼吸 ケア」「A-12 人工呼吸器の装着」の項目において評価される。

3 血圧測定 項目の定義

血圧測定は、過去24時間に実施した血圧の測定回数、かつその測定値の記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

過去24時間に当該治療室で測定され、記録された血圧測定値の数で判断する。

判断に際しての留意点

この場合の血圧測定の方法は、測定の部位や血圧計の種類(水銀式血圧計、電子血圧計、自動血圧計等)や聴診・触診等の手法の違いは問わない。

血圧の持続モニターを行っている場合、あるいは自動血圧測定装置で血圧を測定している場合は、測定値を観察して記録に残っている回数で評価する。記録は、看護記録・体温表・フローシート等のいずれかに記入してあればよい。

また、手術室や透析室、X線撮影室等、当該治療室以外で測定したものや、患者自身で測定したものは、合計回数に含めない。

4 時間尿測定

項目の定義

時間尿測定は、1時間以内の尿量測定を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。すなわち、尿量測定値の記録から1時間以内に次の尿量測定値の記録がある場合を1回とし、過去24時間で3回以上ある場合を評価する。

選択肢の判断基準

「なし」

時間尿量測定を実施していない場合、あるいは1時間以内に実施された尿量測定の回数が3回未満の測定、又は各測定の値の記録がない場合のいずれかに該当する場合をいう。

「あり」

1時間以内に実施された尿量測定の回数が3回以上の場合、かつ各測定値の記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

記録されているもので評価するため、測定しても記録に残していなければ「なし」とする。記録の書式は問わない。

5 呼吸ケア 項目の定義

呼吸ケアは、人工呼吸器管理、酸素吸入、気道内吸引、口腔内吸引、痰を出すための体位ドレナージ、スクウィージングのいずれかを実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

呼吸ケアを実施しなかった場合、あるいはその記録がない場合をいう。 あり」

呼吸ケアを1回以上実施した場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

酸素吸入(マスク法、経鼻法、酸素テントを使用)をしている患者は「あり」とする。 エアウェイ挿入、ネブライザー吸入、呼吸訓練は呼吸ケアには含めない。 時間の長さ や回数の条件はない。

6 点滴ライン同時3本以上

項目の定義

点滴ライン同時3本以上は、同時に3本以上の点滴ライン(ボトル、バッグ、シリンジ等から末梢静脈、中心静脈、動静脈シャント、硬膜外、動脈、皮下への点滴、持続注入による薬液、輸血・血液製剤の流入経路)を持続的に使用した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

同時3本以上の点滴が実施されなかった場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「あり」

同時に3本以上の点滴が実施された場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

施行の回数や時間の長さ、注射針の刺入個所の数は問わない。定義にある点滴ラインが同時に3本以上あれば「あり」とする。

2つのボトルを連結管で連結させて1つのルートで滴下した場合は、点滴ラインは1つとして数える。

へパリンロックをしているライン等から、シリンジと延長チューブを用い、手動で静脈注射をした場合は、持続的に使用しているといえないため本数に数えない。

スワンガンツカテーテルの加圧バッグについては、薬液の注入が目的ではないため、 本数に数えない。

記録の書式は問わないが、医師による指示と看護師等の実施記録が必要である。

7 心電図モニター 項目の定義

心電図モニターは、持続的に心電図のモニタリングを実施した場合、かつその記録

があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

持続的な心電図のモニタリングを実施していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「あり」

持続的な心電図のモニタリングを実施している場合、かつその記録がある場合 をいう。

判断に際しての留意点

心電図の誘導の種類は問わない。

- 心電図検査として一時的に測定を行った場合には「なし」となる。
- 心電図モニターの装着時間や記録の書式、回数は問わない。

8 輸液ポンプの使用

項目の定義

輸液ポンプの使用は、<u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への</u>静脈注射・輸液・輸血・血液製剤・薬液の微量持続注入を行うにあたり輸液ポンプを使用している場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤<u>・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたり輸液ポンプを使用していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「あり」

<u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への</u>静脈注射・輸液・輸血・血液製剤<u>・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたり輸液ポンプを使用している場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤<u>薬液の微量持続注入</u>を輸液ポンプにセットしていても、作動させていない場合や、灌流等患部の洗浄に使用している場合には使用していないものとする。

9 動脈圧測定(動脈ライン)

項目の定義

動脈圧測定は、動脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に動脈圧測定を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

動脈圧測定を実施していない場合、あるいはその測定値の記録がない場合をいう。

「あり」

動脈圧測定を実施している場合、かつその測定値の記録がある場合をいう。

10 シリンジポンプの使用 項目の定義

シリンジポンプの使用は、<u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への</u>静脈注射・輸液・輸血・血液製剤<u>・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたりシリンジポンプを使用している場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤<u>・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたりシリンジポンプを使用していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「あり」

<u>末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への</u>静脈注射・輸液・輸血・血液製剤<u>・薬液の微量持続注入</u>を行うにあたりシリンジポンプを使用している場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

末梢静脈・中心静脈・硬膜外・動脈・皮下への静脈注射・輸液・輸血・血液製剤<u>・薬液の微量持続注入</u>のラインをシリンジポンプにセットしていても、作動させていない場合には使用していないものとする。

11 中心静脈圧測定(中心静脈ライン) 項目の定義

中心静脈圧測定は、中心静脈ラインを挿入し、そのラインを介して直接的に中心静脈圧測定を実施した場合、かつその記録がある場合を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

中心静脈圧測定を実施していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。 「あり」

中心静脈圧測定を実施している場合、かつその測定値の記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテルによる中心静脈圧測定についても「あり」となる。 中心静脈圧の測定方法は、水柱による圧測定、圧トランスデューサーによる測定の いずれでもよい。

12 人工呼吸器の装着 項目の定義

人工呼吸器の装着は、人工換気が必要な患者に対して、人工呼吸器を使用した場合、 かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

人工呼吸器を使用していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。 「あり」

人工呼吸器を使用している場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

人工呼吸器の種類や設定、あるいは気道確保の方法については問わない。 NPPV(非侵襲的陽圧換気)が実施された場合も「あり」とする。

13 輸血や血液製剤の使用 項目の定義

輸血や血液製剤の使用は、輸血(全血、濃厚赤血球、新鮮凍結血漿等)や血液製剤 (アルブミン製剤等)の投与を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

輸血や血液製剤を使用していない場合、あるいはその記録がない場合をいう。 「あり」

輸血や血液製剤を使用している場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

輸血、血液製剤の種類及び単位数については問わない。

14 肺動脈圧測定 (スワンガンツカテーテル) 項目の定義

肺動脈圧測定は、スワンガンツカテーテルを挿入し、そのカテーテルを介して直接 的に肺動脈圧測定を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

肺動脈圧測定を実施していない場合、あるいはその測定値の記録がない場合をいう。

「あり」

肺動脈圧測定を実施している場合、かつその測定値の記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

スワンガンツカテーテル以外の肺動脈カテーテルによる肺動脈圧測定についても「あり」となる。

15 特殊な治療法等(CHDF,IABP,PCPS,補助人工心臓,ICP 測定) 項目の定義

特殊な治療法等は、CHDF (持続的血液濾過透析)、IABP (大動脈バルーンパンピング)、PCPS (経皮的心肺補助法)、補助人工心臓、ICP (頭蓋内圧) 測定を実施した場合、かつその記録があることを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「なし」

特殊な治療法等のいずれも行っていない場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「あり」

特殊な治療法等のいずれかを行っている場合、かつその記録がある場合をいう。

B 患者の状況等

B項目共通事項

- 1. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態に基づいて評価を行う。
- 2. 評価時間帯のうちに状態が変わった場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を行うこと。
- 3. 医師の指示によって、当該動作が制限されている場合には、「できない」又は「全 介助」とする。この場合、医師の指示に係る記録があること。
- 4. 当該動作が制限されていない場合には、動作を促し、観察した結果を評価すること。 動作の確認をしなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又 は「介助なし」とする。
- 5. ただし、動作が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「できる」とする。
- 6.「B 患者の状況等」に係る患者の状態については、担当の看護師によって記録されていること。

16 床上安静の指示

項目の定義

医師の指示書やクリニカルパス等に、床上安静の指示が記録されているかどうかを 評価する項目である。『床上安静の指示』は、ベッドから離れることが許可されてい ないことである。

選択肢の判断基準

「なし」

床上安静の指示がない、あるいは指示の記録がない場合をいう。

「あり」

床上安静の指示があり、かつ医師の指示書にこの記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

床上安静の指示は、記録上「床上安静」という語句が使用されていなくても、「ベッド上フリー」、「ベッド上ヘッドアップ30度まで可」等、ベッドから離れることが許可されていないことを意味する語句が指示内容として記録されていれば『床上安静の指示』とみなす。

一方、「ベッド上安静、ただしポータブルトイレのみ可」等、日常生活上、部分的にでもベッドから離れることが許可されている指示は「床上安静の指示」とみなさない。 「床上安静の指示」の患者でも、車椅子、ストレッチャー等で検査、治療、リハビリテーション等に出棟する場合があるが、日常生活上は「床上安静の指示」であるため「あり」とする。

17 どちらかの手を胸元まで持ち上げられる 項目の定義

『どちらかの手を胸元まで持ち上げられる』は、患者自身で自分の手を胸元まで持っていくことができるかどうかを評価する項目である。

ここでいう「胸元」とは、首の下くらいまでと定め、「手」とは手関節から先と定める。座位、臥位等の体位は問わない。

選択肢の判断基準

「できる」

いずれか一方の手を介助なしに胸元まで持ち上げられる場合をいう。座位ではできなくても、臥位ではできる場合は、「できる」とする。

「できない」

調査時間内を通して、介助なしにはいずれか一方の手も胸元まで持ち上げられ

ない場合、あるいは関節可動域が制限されているために介助しても持ち上げられない場合をいう。

判断に際しての留意点

関節拘縮により、もともと胸元に手がある場合や、不随意運動等により手が偶然胸元まで上がったことが観察された場合は、それらを自ら動かせないことから「できない」と判断する。上肢の安静・抑制・ギプス固定等の制限があり、自ら動かない、動かすことができない場合は「できない」とする。調査時間内にどちらかの手を胸元まで持ち上げる行為が観察できなかった場合は、この行為を促して観察する。

18 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。 ここでいう『寝返り』とは、仰臥位から(左右どちらかの)側臥位になる動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り(片側だけでよい)が1人でできる場合をいう。

「何かにつかまればできる」 ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができ

ペット柵、ひも、ハー、サイドレール等の何かにつかまればI人で長返りかできる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護師等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護師等が行っている場合は「できない」となる。

19 起き上がり 項目の定義

起き上がりが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等、何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。 ここでいう『起き上がり』とは、寝た状態(仰臥位)から上半身を起こす動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

1人で起き上がることができる場合をいう。ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまれば起き上がることが可能な場合も含まれる。また、電動ベッドを自分で操作して起き上がれる場合も「できる」となる。

「できない」

介助なしでは1人で起き上がることができない等、起き上がりに何らかの介助が必要な場合をいう。途中まで自分でできても最後の部分に介助が必要である場合も含まれる。

判断に際しての留意点

自力で起き上がるための補助具の準備、環境整備等は、介助に含まれない。起き上

がる動作に時間がかかっても、補助具等を使って自力で起き上がることができれば「できる」となる。

20 座位保持

項目の定義

座位の状態を保持できるかどうかを評価する項目である。ここでいう『座位保持』 とは、上半身を起こして座位の状態を保持することである。

「支え」とは、椅子・車椅子・ベッド等の背もたれ、手による支持、あるいは他の 座位保持装置等をいう。

選択肢の判断基準

「できる」

支えなしで座位が保持できる場合をいう。

「支えがあればできる」

支えがあれば座位が保持できる場合をいう。ベッド、車椅子等を背もたれとして座位を保持している場合「支えがあればできる」となる。

「できない」

支えがあったり、ベルト等で固定しても座位が保持できない場合をいう。ここでいう「支え」とは、椅子・車椅子・ベッド等の背もたれ、手による支持、あるいは他の座位保持装置等をいう。

判断に際しての留意点

寝た状態(仰臥位)から座位に至るまでの介助の有無は関係ない。さらに、尖足・ 亀背等の身体の状況にかかわらず、「座位がとれるか」についてのみ判断する。 ベッド等の背もたれによる「支え」は、背あげ角度がおよそ 60 度以上を目安と する。

21 移乗

項目の定義

移乗が自分でできるかどうか、あるいは看護師等が見守りや介助を行っているかど うかを評価する項目である。

ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、 「ベッドからポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

「できる」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が自分でできる場合 も含む。

「見守り・一部介助が必要」

直接介助をする必要はないが事故等がないように見守る場合、あるいは自分では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が行われている場合をいう。ストレッチャーへの移動の際に、患者が自力で少しずつ移動できる場合、看護師等が危険のないように付き添う場合も「見守り・一部介助が必要」となる。

「できない」

自分では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が 行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が自分では動けず、イージースライダー等の移乗用具を使用する場合は「できない」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も

行い(力が出せており)、看護師等が介助を行っている場合は、「見守り・一部介助 が必要」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されていた場合は「できない」とする。移 乗が制限されていないにもかかわらず、看護師等が移乗を行わなかった場合は、「で きる」とする。

22 移動方法

項目の定義

『移動方法』は、ある場所から別の場所へ移る場合の方法を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「介助を要しない移動」

杖や歩行器等を使用せずに自力で歩行する場合、あるいは、杖、手すり、歩行器、 歩行器の代わりに点滴スタンド、シルバー車、車椅子等につかまって歩行する場 合をいう。また、車椅子を自力で操作して、自力で移動する場合も含む。

「介助を要する移動(搬送を含む)」

搬送(車椅子、ストレッチャー等)を含み、介助によって移動する場合をいう。

判断に際しての留意点

この項目は、患者の能力を評価するのではなく、移動方法を選択するものであるため、本人が疲れているからと、自力走行を拒否し、車椅子介助で移動した場合は「介助を要する移動」とする。

23 口腔清潔 項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が自分でできるかどうか、あるいは看護師等が見守りや介助を行っているかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

「できる」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが自分でできる場合をいう。

「できない」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔清潔に含まない。また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

但し、口腔清潔が制限されていないにも関わらず、看護師等が口腔清潔を行わなかった場合は、「できる」とする。

24 食事摂取 項目の定義

食事介助の状況を評価する項目である。ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄養は含まれない。食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除、車椅子に座らせる、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助・見守りなしに自分で食事が摂取できる場合をいう。箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。食止めや絶食となっている場合は、 介助は発生しないので「介助なし」とする。

「一部介助」

食卓で、必要に応じて、食事摂取の行為の一部を介助する場合をいう。また、 食卓で食べやすいように配慮する行為(小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の 骨をとる、蓋をはずす等)、何らかの介助が行われている場合をいう。必要に 応じたセッティング(食べやすいように配慮する行為)等、食事中に1つでも 介助すれば「一部介助」とする。見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

自分では全く食べることができず全面的に介助されている場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要した場合は「全介助」とする。

判断に際しての留意点

食事は、種類は問わず、一般(普通)食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護師等が行っている場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行った場合は「介助なし」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含まない。また、看護師等が行う、パンの袋切り、 食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等は「一部介助」とする。

セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「介助なし」とする。

25 衣服の着脱

項目の定義

衣服の着脱を看護師等が介助する状況を評価する項目である。衣服は、衣服とは、 患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、 パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしに自分で衣服を着たり脱いだりしている場合をいう。また、当日、衣服の着脱の介助が発生しなかった場合をいう。自助具等を使って行っている場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が行われている場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護師等がズボン・パンツ等を上げている場合等は、「一部介助」に含む。看護師等が手を出して介助はしていないが、転倒の防止等のために、見守りや指示が行われている場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が行われている場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行っても、着脱行為そのものを患者が行わず、看護師等がすべて介助した場合も「全介助」とする。

判断に際しての留意点

衣類の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。また、通常は自分で衣服の 着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状 況で評価する。

26 他者への意思の伝達

項目の定義

患者が他者に何らかの意思伝達ができるかどうかを評価する項目である。 背景疾患や伝達できる内容は問わない。

選択肢の判断基準

「できる」

常時、誰にでも確実に意思の伝達をしている状況をいう。筆談、ジェスチャー等で意思伝達が図れる時は「できる」と判断する。

「できる時とできない時がある」

患者が家族等の他者に対して意思の伝達ができるが、その内容や状況等によって、できる時とできない時がある場合をいう。例えば、家族には通じるが、看護師等に通じない場合は、「できる時とできない時がある」とする。

「できない」

どのような手段を用いても、意思の伝達ができない場合をいう。また、重度の 認知症や意識障害によって、自発的な意思の伝達ができない、あるいは、意思 の伝達ができるか否かを判断できない場合等も含む。

判断に際しての留意点

背景疾患や伝達できる内容は問わない。

27 診療・療養上の指示が通じる 項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、理解でき実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

[1711]

診療・療養上の指示に対して、適切な行動が常に行われている場合、あるいは 指示通りでない行動の記録がない場合をいう。

「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合、かつ指示通りでない行動の記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、あくまでも診療・療養上で必要な指示であること、及びその指示が適切な時刻に行われた状態で評価されることを前提とする。

医師の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や、自分なりの解釈を行い結果的に、療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。少しでも反応があやふやであったり、何回も同様のことを言ってきたり、看護師等の指示と違う行動をするようであれば、「いいえ」と判断する。

28 危険行動 項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。ここでいう「危険行動」は、「治療・

検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」及び看護師| 等が「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」が確認された場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合、あるいはその記録がない場合を ~う。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

患者の危険行動にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の評価を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生してい る危険行動の有無を評価するものではない。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の

背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。 なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この項目での定義における「危険行動」には含めない。

日常生活機能評価 評価の手引き

- 1. 評価票の記入は、院内研修を受けたものが行うこと。なお、院内研修は、所定の研修を修了したもの、あるいは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。<u>なお、研修は直近の研修とし、院内での研修担当者は、概ね3年以内の関係機関による研修を受けていることが望ましい。</u>
- 2. 評価票の記入にあたっては、下記の選択肢の判断基準等に従って実施すること。
- 3. 評価の対象は、回復期リハビリテーション病棟に入院した患者とし、日常生活機能評価について、入院時と退院時又は転院時に評価を行うこと。なお当該患者が転院前の病院で地域連携診療計計画評価料が算定されている場合については、入院時の日常生活機能評価について、当該患者の診療計画の中に記されている日常生活機能評価を用いること。
- 4. 評価は記録と観察に基づいて行い、推測は行わないこと。
- 5. 義手・義足・コルセット等の装具を使用している場合には、装具を装着した後の状態 に基づいて評価を行う。
- 6. 評価時間帯のうちに状態が変わった場合には、自立度の低い方の状態をもとに評価を 行うこと。
- 7. 医師の指示によって、当該動作が制限されている場合には、「できない」又は「全介助」とする。この場合、医師の指示に係る記録があること。
- 8. 当該動作が制限されていない場合には、動作を促し、観察した結果を評価すること。 動作の確認をしなかった場合には、通常、介助が必要な状態であっても「できる」又は「介助なし」とする。
- 9. ただし、「どちらかの手を胸元まで持ち上げられる」「寝返り」「起き上がり」の動作 が禁止されているにもかかわらず、患者が無断で当該動作を行ってしまった場合には「で きる」とする。
- 10. 日常生活機能評価に係る患者の状態については、担当の看護師、理学療法士等によって記録されていること。

1 床上安静の指示 項目の定義

> 医師の指示書やクリニカルパス等に、床上安静の指示が記録されているかどうかを 評価する項目である。『床上安静の指示』は、ベッドから離れることが許可されてい ないことである。

選択肢の判断基準

「なし」

床上安静の指示がない、あるいは指示の記録がない場合をいう。

「あり」

床上安静の指示があり、かつ医師の指示書にこの記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

床上安静の指示は、記録上「床上安静」という語句が使用されていなくても、「ベッド上フリー」、「ベッド上へッドアップ30度まで可」等、ベッドから離れることが許可されていないことを意味する語句が指示内容として記録されていれば『床上安静の指示』とみなす。

一方、「ベッド上安静、ただしポータブルトイレのみ可」等、日常生活上、部分的にでもベッドから離れることが許可されている指示は「床上安静の指示」とみなさない。「床上安静の指示」の患者でも、車椅子、ストレッチャー等で検査、治療、リハビリテーション等に出棟する場合があるが、日常生活上は「床上安静の指示」であるため「あり」とする。

2 どちらかの手を胸元まで持ち上げられる 項目の定義

『どちらかの手を胸元まで持ち上げられる』は、患者自身で自分の手を胸元まで持

っていくことができるかどうかを評価する項目である。 ここでいう「胸元」とは、首の下くらいまでと定め、「手」とは手関節から先と定める。座位、臥位等の体位は問わない。

選択肢の判断基準

「できる」

いずれか一方の手を介助なしに胸元まで持ち上げられる場合をいう。座位ではできなくても、臥位ではできる場合は、「できる」とする。

「できない」

調査時間内を通して、介助なしにはいずれか一方の手も胸元まで持ち上げられない場合、あるいは関節可動域が制限されているために介助しても持ち上げられない場合をいう。

判断に際しての留意点

関節拘縮により、もともと胸元に手がある場合や、不随意運動等により手が偶然胸元まで上がったことが観察された場合は、それらを自ら動かせないことから「できない」と判断する。上肢の安静・抑制・ギプス固定等の制限があり、自ら動かない、動かすことができない場合は「できない」とする。調査時間内にどちらかの手を胸元まで持ち上げる行為が観察できなかった場合は、この行為を促して観察する。

3 寝返り

項目の定義

寝返りが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『寝返り』とは、きちんと横向きにならなくても、横たわったまま左右のどちらかに向きを変える動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

何にもつかまらず、寝返り(片側だけでよい)が1人でできる場合をいう。 「何かにつかまればできる」

ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等の何かにつかまれば1人で寝返りができる場合をいう。

「できない」

介助なしでは1人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

判断に際しての留意点

「何かにつかまればできる」状態とは、看護師等が事前に環境を整えておくことによって患者自身が1人で寝返りができる状態であり、寝返りの際に、ベッド柵に患者の手をつかまらせる等の介助を看護師等が行っている場合は「できない」となる。

4 起き上がり

項目の定義

起き上がりが自分でできるかどうか、あるいはベッド柵、ひも、バー、サイドレール等、何かにつかまればできるかどうかを評価する項目である。

ここでいう『起き上がり』とは、寝た状態(仰臥位)から上半身を起こす動作である。

選択肢の判断基準

「できる」

1人で起き上がることができる場合をいう。ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまれば起き上がることが可能な場合も含まれる。また、電動ベッドを自分で操作して起き上がれる場合も「できる」となる。

「できない」

介助なしでは1人で起き上がることができない等、起き上がりに何らかの介助が必要な場合をいう。途中まで自分でできても最後の部分に介助が必要である場合も含まれる。

判断に際しての留意点

自力で起き上がるための補助具の準備、環境整備等は、介助に含まれない。起き上がる動作に時間がかかっても、補助具等を使って自力で起き上がることができれば「できる」となる。

5 座位保持 項目の定義

座位の状態を保持できるかどうかを評価する項目である。ここでいう『座位保持』 とは、上半身を起こして座位の状態を保持することである。

「支え」とは、椅子・車椅子・ベッド等の背もたれ、手による支持、あるいは他の 座位保持装置等をいう。

選択肢の判断基準

「できる」

支えなしで座位が保持できる場合をいう。

「支えがあればできる」

支えがあれば座位が保持できる場合をいう。ベッド、車椅子等を背もたれとして座位を保持している場合「支えがあればできる」となる。

「できない」

支えがあったり、ベルト等で固定しても座位が保持できない場合をいう。ここでいう「支え」とは、椅子・車椅子・ベッド等の背もたれ、手による支持、あるいは他の座位保持装置等をいう。

判断に際しての留意点

寝た状態(仰臥位)から座位に至るまでの介助の有無は関係ない。さらに、尖足・ 亀背等の身体の状況にかかわらず、「座位がとれるか」についてのみ判断する。 ベッド等の背もたれによる「支え」は、背あげ角度がおよそ 60 度以上を目安と する。

6 移乗

項目の定義

移乗が自分でできるかどうか、あるいは看護師等が見守りや介助を行っているかど うかを評価する項目である。

ここでいう『移乗』とは、「ベッドから車椅子へ」、「ベッドからストレッチャーへ」、 「ベッドからポータブルトイレへ」等、乗り移ることである。

選択肢の判断基準

「できる」

介助なしで移乗できる場合をいう。這って動いても、移乗が自分でできる場合

も含む。

「見守り・一部介助が必要」

直接介助をする必要はないが事故等がないように見守る場合、あるいは自分では移乗ができないため他者が手を添える、体幹を支える等の一部介助が行われている場合をいう。ストレッチャーへの移動の際に、患者が自力で少しずつ移動できる場合、看護師等が危険のないように付き添う場合も「見守り・一部介助が必要」となる。

「できない」

自分では移乗が全くできないために、他者が抱える、運ぶ等の全面的に介助が 行われている場合をいう。

判断に際しての留意点

患者が自分では動けず、イージースライダー等の移乗用具を使用する場合は「できない」となる。

車椅子等への移乗の際に、立つ、向きを変える、数歩動く等に対して、患者自身も行い(力が出せており)、看護師等が介助を行っている場合は、「見守り・一部介助が必要」となる。

医師の指示により、自力での移乗を制限されていた場合は「できない」とする。移 乗が制限されていないにもかかわらず、看護師等が移乗を行わなかった場合は、「で きる」とする。

7 移動方法 項目の定義

『移動方法』は、ある場所から別の場所へ移る場合の方法を評価する項目である。

選択肢の判断基準

「介助を要しない移動」

杖や歩行器等を使用せずに自力で歩行する場合、あるいは、杖、手すり、歩行器、 歩行器の代わりに点滴スタンド、シルバー車、車椅子等につかまって歩行する場 合をいう。また、車椅子を自力で操作して、自力で移動する場合も含む。

「介助を要する移動(搬送を含む)」

搬送(車椅子、ストレッチャー等)を含み、介助によって移動する場合をいう。

判断に際しての留意点

この項目は、患者の能力を評価するのではなく、移動方法を選択するものであるため、本人が疲れているからと、自力走行を拒否し、車椅子介助で移動した場合は「介助を要する移動」とする。

8 口腔清潔 項目の定義

口腔内を清潔にするための一連の行為が自分でできるかどうか、あるいは看護師等が見守りや介助を行っているかどうかを評価する項目である。

一連の行為とは、歯ブラシやうがい用の水等を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備、歯磨き中の見守りや指示、磨き残しの確認等も含む。

口腔清潔に際して、車椅子に移乗する、洗面所まで移動する等の行為は、口腔清潔に関する一連の行為には含まれない。

選択肢の判断基準

「できる」

口腔清潔に関する一連の行為すべてが自分でできる場合をいう。

「できない」

口腔清潔に関する一連の行為のうち部分的、あるいはすべてに介助が行われて

判断に際しての留意点

口腔内の清潔には、『歯磨き、うがい、口腔内清拭、舌のケア等の介助から義歯の手入れ、挿管中の吸引による口腔洗浄、ポピドンヨード剤等の薬剤による洗浄』も含まれる。舌や口腔内の硼砂グリセリンの塗布、口腔内吸引のみは口腔清潔に含まない。また、歯がない場合は、うがいや義歯の清潔等、口腔内の清潔に関する類似の行為が行われているかどうかに基づいて判断する。

ただし、口腔清潔が制限されていないにも関わらず、看護師等が口腔清潔を行わなかった場合は、「できる」とする。

9 食事摂取

項目の定義

食事介助の状況を評価する項目である。ここでいう食事摂取とは、経口栄養、経管 栄養を含み、朝食、昼食、夕食、補食等、個々の食事単位で評価を行う。中心静脈栄 養は含まれない。食事摂取の介助は、患者が食事を摂るための介助、患者に応じた食 事環境を整える食卓上の介助をいう。厨房での調理、配膳、後片付け、食べこぼしの 掃除、車椅子に座らせる、エプロンをかける等は含まれない。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助・見守りなしに自分で食事が摂取できる場合をいう。箸やスプーンのほかに、自助具等を使用する場合も含まれる。食止めや絶食となっている場合は、介助は発生しないので「介助なし」とする。

「一部介助」

食卓で、必要に応じて、食事摂取の行為の一部を介助する場合をいう。また、 食卓で食べやすいように配慮する行為(小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の 骨をとる、蓋をはずす等)、何らかの介助が行われている場合をいう。必要に 応じたセッティング(食べやすいように配慮する行為)等、食事中に1つでも 介助すれば「一部介助」とする。見守りや指示が必要な場合も含まれる。

「全介助」

自分では全く食べることができず全面的に介助されている場合をいい、食事開始から終了までにすべてに介助を要した場合は「全介助」とする。

判断に際しての留意点

食事は、種類は問わず、一般(普通)食、プリン等の経口訓練食、水分補給食、経管栄養すべてをさし、摂取量は問わない。経管栄養の評価も、全面的に看護師等が行っている場合は「全介助」となり、患者が自立して1人で行った場合は「介助なし」となる。ただし、経口栄養と経管栄養のいずれも行っている場合は、「自立度の低い方」で評価する。

家族が行った行為、食欲の観察は含まない。また、看護師等が行う、パンの袋切り、 食事の温め、果物の皮むき、卵の殻むき等は「一部介助」とする。

セッティングしても患者が食事摂取を拒否した場合は「介助なし」とする。

10 衣服の着脱 項目の定義

衣服の着脱を看護師等が介助する状況を評価する項目である。衣服は、衣服とは、 患者が日常生活上必要とし着用しているものをいう。パジャマの上衣、ズボン、寝衣、 パンツ、オムツ等を含む。

選択肢の判断基準

「介助なし」

介助なしに自分で衣服を着たり脱いだりしている場合をいう。また、当日、衣服の着脱の介助が発生しなかった場合をいう。自助具等を使って行っている場合も含む。

「一部介助」

衣服の着脱に一部介助が行われている場合をいう。例えば、途中までは自分で行っているが、最後に看護師等がズボン・パンツ等を上げている場合等は、「一部介助」に含む。看護師等が手を出して介助はしていないが、転倒の防止等のために、見守りや指示が行われている場合等も「一部介助」とする。

「全介助」

衣服の着脱の行為すべてに介助が行われている場合をいう。患者自身が、介助を容易にするために腕を上げる、足を上げる、腰を上げる等の行為を行っても、着脱行為そのものを患者が行わず、看護師等がすべて介助した場合も「全介助」とする。

判断に際しての留意点

衣類の着脱に要する時間の長さは判断には関係しない。また、通常は自分で衣服の着脱をしているが、点滴が入っているために介助を要している場合は、その介助の状況で評価する。

11 他者への意思の伝達

項目の定義

患者が他者に何らかの意思伝達ができるかどうかを評価する項目である。 背景疾患や伝達できる内容は問わない。

選択肢の判断基準

「できる」

常時、誰にでも確実に意思の伝達をしている状況をいう。筆談、ジェスチャー等で意思伝達が図れる時は「できる」と判断する。

「できる時とできない時がある」

患者が家族等の他者に対して意思の伝達ができるが、その内容や状況等によって、できる時とできない時がある場合をいう。例えば、家族には通じるが、看護師等に通じない場合は、「できる時とできない時がある」とする。

「できない」

どのような手段を用いても、意思の伝達ができない場合をいう。また、重度の 認知症や意識障害によって、自発的な意思の伝達ができない、あるいは、意思 の伝達ができるか否かを判断できない場合等も含む。

判断に際しての留意点

背景疾患や伝達できる内容は問わない。

12 診療・療養上の指示が通じる 項目の定義

指示内容や背景疾患は問わず、診療・療養上の指示に対して、理解でき実行できるかどうかを評価する項目である。

選択肢の判断基準

「はい」

診療・療養上の指示に対して、適切な行動が常に行われている場合、あるいは 指示通りでない行動の記録がない場合をいう。

「いいえ」

診療・療養上の指示に対して、指示通りでない行動が1回でもみられた場合、かつ指示通りでない行動の記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

精神科領域、意識障害等の有無等、背景疾患は問わない。指示の内容は問わないが、 あくまでも診療・療養上で必要な指示であること、及びその指示が適切な時刻に行わ れた状態で評価されることを前提とする。

医師の話を理解したように見えても、意識障害等により指示を理解できない場合や、自分なりの解釈を行い結果的に、療養上の指示から外れた行動をした場合は「いいえ」とする。少しでも反応があやふやであったり、何回も同様のことを言ってきたり、看護師等の指示と違う行動をするようであれば、「いいえ」と判断する。

13 危険行動

項目の定義

患者の危険行動の有無を評価する項目である。ここでいう「危険行動」は、「治療・検査中のチューブ類・点滴ルート等の自己抜去、転倒・転落、自傷行為」及び「そのまま放置すれば危険行動に至ると判断する行動」が確認された場合をいう。

選択肢の判断基準

「ない」

過去1週間以内に危険行動がなかった場合、あるいはその記録がない場合をいう。

「ある」

過去1週間以内に危険行動があった場合、かつその記録がある場合をいう。

判断に際しての留意点

患者の危険行動にあたっては、適時のアセスメントと適切な対応、並びに日々の評価を前提としている。この項目は、その上で、なお発生が予測できなかった危険行動の事実とその対応の手間を評価する項目であり、対策をもたない状況下で発生している危険行動の有無を評価するものではない。

認知症等の有無や、日常生活動作能力の低下等の危険行動を起こす疾患・原因等の背景や、行動の持続時間等の程度を判断の基準としない。

なお、病室での喫煙や大声を出す・暴力を振るう等の、いわゆる迷惑行為は、この 項目での定義における「危険行動」には含めない。

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (平成24年3月5日保医発0305第3号)

別添1

特掲診療料の施設基準等

第6 地域連携小児夜間·休日診療料

- 34 届出に関する事項

第77の3 腎腫瘍凝固・焼灼術 (冷凍凝固によるもの)

- 2 届出に関する事項
 - (1) 腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)の施設基準に係る届出は別添2の様 式 52 及び様式 68 の 2 を用いること。

第77の8 人工尿道括約筋植込・置換術

- 2 届出に関する事項
 - (1) 人工尿道括約筋植込・置換術の施設基準に係る届出は、別添2の様式 52 及び様式 69 の 4 を用いること。

- 1 「区分」欄ごとに、「今回届出」欄、「既届出」欄又は「算定しない」欄のいずれかにチェックする。
- 2 「今回届出」欄にチェックをした場合は、「様式」欄に示す様式を添付する。
- 3 「既届出」欄にチェックをした場合は、届出年月を記載する。
- 4 届出保険医療機関において「区分」欄に掲げる診療報酬を算定しない場合は、「算定しない」欄をチェックする。

| 施設基 | D 14 | 今回 届出 | Ę | 既届出 | | 算定 しない | 様式(別添2) |
|-----------------|--------------------------------------|----------|---|-------|---|-----------|--------------------|
| <u>準通知</u> 1 | ウイルス疾患指導料 | | | 年 | 月 | | 1, 4 |
| 2 | 高度難聴指導管理料 | | | 年 | | | 2 |
| 3 | 喘息治療管理料 | | | 年 | 月 | | 3 |
| 4 | 糖尿病合併症管理料 | | | 年 | 月 | | 5 |
| | がん性疼痛緩和指導管理料 | | | 年 | 月 | | 5の2 |
| | がん患者カウンセリング料 | | | 年 | 月 | | 5の3 |
| | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | 年 | 月 | | 5 0 4, 4 |
| 4の5 | 移植後患者指導管理料 | | | 年 | 月 | | 5の5 (基本別添7)13の2 |
| 4の 6 | 糖尿病透析予防指導管理料 | | | 年 | 月 | | 5の6 (基本別添7)13の2 |
| 5 | 小児科外来診療料 | | | 年 | 月 | | 6 |
| 6 | 地域連携小児夜間・休日診療料 1 | | | 年 | 月 | | 7 |
| 6 | 地域連携小児夜間・休日診療料 2 | | | 年 | 月 | | 7 |
| 6 ග 3 | 地域連携夜間・休日診療料 | | | 年 | 月 | | 7თ2 |
| 6の4 | 院内トリアージ実施料 | | | 年 | 月 | | 7の3 (基本別添7)13の2 |
| 6 の 5 | 夜間休日救急搬送医学管理料 | | | 年 | 月 | | 7の4 |
| 6 ග 6 | 外来リハビリテーション診療料 | | | 年 | 月 | | 7の5 |
| 6 の 7 | 外来放射線照射診療料 | | | 年 | 月 | | 7の6 |
| 7 | ニコチン依存症管理料 | | | 年 | 月 | | 8, 4 |
| 8 | 開放型病院共同指導料 | | | 年 | 月 | | 9, 10 |
| 9 | 在宅療養支援診療所 | | | 年 | 月 | | 11, 11の3, 11の4 |
| 10 | 地域連携診療計画管理料 | | | 年 | 月 | | 12, 12の2 |
| 10 | 地域連携診療計画退院時指導料(I) | | | 年 | 月 | | 12, 12の2 |
| 10 | 地域連携診療計画退院時指導料(II) | | | 年 | 月 | | 12, 12の2 |
| 11 | ハイリスク妊産婦共同管理料(I) | | | 年 | 月 | | 13 |
| 11თ2 | がん治療連携計画策定料 | | | 年 | 月 | | 13の2, 13の3 |
| 11の2 | がん治療連携指導料 | | | 年 | 月 | | 13თ2 |
| 11の3 | がん治療連携管理料 | | | 年 | 月 | | (基本別添7)33 |
| 11の4 | 認知症専門診断管理料 | | | 年 | 月 | | 13の5 |
| 11の5 | 肝炎インターフェロン治療計画料 | | | 年 | 月 | | 13თ6 |
| 12 | 薬剤管理指導料 | | | 年 | 月 | | 14, 4 |
| 12の 2 | 医療機器安全管理料 1 | | | 年 | 月 | | 15 |
| 12の 2 | 医療機器安全管理料 2 | | | 年 | 月 | | 15 |
| 12の 2 | 医療機器安全管理料(歯科) | | | 年 | 月 | | 15 |

| 施設基 | 77 - 14 | 今回 届出 | Į. | 既届出 | | 算定 しない | 様式(別添2) |
|-----------|-----------------------------|----------|----|--------|---|-----------|------------------|
| 準通知 13 | 据科治療総合医療管理料 歯科治療総合医療管理料 | 個山 | | 年 | 月 | | 17 |
| | 在宅療養支援歯科診療所 | | | 年 | 月 | | 18 |
| | 在宅療養支援病院 | | | 年 | 月 | | 11の2, 11の3, 11の4 |
| | 在宅患者歯科治療総合医療管理料 | | | 年 | 月 | | 17 |
| | | | | - | | | |
| 15 | 在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料 | | | 年 | 月 | | 19 |
| | 在宅がん医療総合診療料 | | | 年 | 月 | | 20 |
| | 在宅患者訪問看護・指導料 | | | 年 | 月 | | 20の3 |
| | 同一建物居住者訪問看護・指導料 | | | 年 | 月 | | 20の3 |
| | 在宅血液透析指導管理料 | | | 年. | 月 | | 20の2 |
| 17 | 歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算 | | | 年 | 月 | | 21 |
| | 造血器腫瘍遺伝子検査 | | | 年 | 月 | | 22 |
| - | HPV核酸検出 | | | 年 · | 月 | | 22の2, 4 |
| | 検体検査管理加算 (I) | | | 年 | 月 | | 22 |
| | 検体検査管理加算(Ⅱ) | | | 年 · | 月 | | 22 |
| | 検体検査管理加算(Ⅲ) | | | 年, | 月 | | 22 |
| | 検体検査管理加算(IV) | | | 年 | 月 | | 22 |
| 21 | 遺伝カウンセリング加算 | | | 年 | 月 | | 23 |
| 22 | 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算 | | | 年 | 月 | | 24 |
| 22თ2 | 植込型心電図検査 | | | 年 | 月 | | 24の2 |
| 22თ3 | 時間内歩行試験 | | | 年 | 月 | | 24の6 |
| 22の4 | 胎児心エコー法 | | | 年 | 月 | | 24 の 3, 4 |
| 22の5 | ヘッドアップティルト試験 | | | 年 | 月 | | 24の7 |
| 23 | 人工膵臓 | | | 年 | 月 | | 24の4, 4 |
| 23თ2 | 皮下連続式グルコース測定 | | | 年 | 月 | | 24の5 |
| 24 | 長期継続頭蓋内脳波検査 | | | 年 | 月 | | 25 |
| 25 | 光トポグラフィー及び中枢神経磁気刺激による誘発筋電図 | | | 年 | 月 | | 26 |
| 26 | 脳磁図 | | | 年 | 月 | | 27 |
| 26თ2 | 神経学的検査 | | | 年 | 月 | | 28 |
| 27 | 補聴器適合検査 | | | 年 | 月 | | 29 |
| 27თ2 | ロービジョン検査判断料 | | | 年 | 月 | | 29の2 |
| 28 | コンタクトレンズ検査料 1 | | | 年 | 月 | | 30 |
| 29 | 小児食物アレルギー負荷検査 | | | 年 | 月 | | 31 |
| 29თ2 | 内服・点滴誘発試験 | | | 年 | 月 | | 31の2 |
| 29თ3 | センチネルリンパ節生検(乳がんに係るものに限る。) | | | 年 | 月 | | 31の3, 52, 4 |
| 29の4 | CT透視下気管支鏡検査加算 | | | 年 | 月 | | 38 |
| 30 | 画像診断管理加算 1 | | | 年 | 月 | | 32 |
| 30 | 画像診断管理加算 2 | | | 年 | 月 | | 32 |
| 31 | 歯科画像診断管理加算 | | | 年 | 月 | | 33 |
| 32 | 遠隔画像診断 | | | 年 | 月 | | 34又は35 |

| 施設基 | 名称 | 今回届出 | Ē | 既届出 | | 算定 しない | 様式(別添2) |
|---------|--|------|---|-------|---|-----------|-------------------|
| | ポジトロン断層撮影又はポジトロン断層・コンピューター断層複合 撮影 | | | 年 | 月 | | 36 |
| | TWボン CT撮影及びMRI撮影 | | | 年 | 月 | | 37 |
| | 冠動脈CT撮影加算 |] | | 年 | 月 | | 38 |
| | 外傷全身CT加算 | | | 年 | 月 | | 38 |
| | 大腸CT撮影加算 | | | 年 | 月 | | 38 |
| | 心臓MRI撮影加算 | | | 年 | 月 | | 38 |
| | 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 | | | 年 | 月 | | 38 <i>0</i> 2 |
| | 外来化学療法加算 1 | | | 年 | 月 | | 39 |
| | 外来化学療法加算 2 | | | 年 | 月 | | 39 |
| | 無菌製剤処理料 | | | 年 | 月 | | 40, 4 |
| | 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ) | | | 年 | 月 | | 41, 44 <i>0</i> 2 |
| | 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ) | | | 年 | 月 | | 41, 44 <i>0</i> 2 |
| | 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) | | | 年 | 月 | | 42, 44 <i>0</i> 2 |
| | 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) | | | 年 | 月 | | 42, 44 <i>0</i> 2 |
| | 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ) |] | | 年 | 月 | | 42, 44 <i>0</i> 2 |
| | 運動器リハヒ、リテーション料(I) | | | 年 | 月 | | 42, 44 <i>0</i> 2 |
| 42の | 運動器リハピ゛リテーション料(Ⅱ) | | | 年 | 月 | | 42, 44の2 |
| 2 43 | 運動器リハビリテーション料(皿) | | | 年 | 月 | | 42, 44 <i>0</i> 2 |
| | 呼吸器リハヒ、リテーション料(I) | | | 年 | 月 | | 42, 44 <i>0</i> 2 |
| | 呼吸器リハヒ、リテーション料(Ⅱ) |] | | 年 | 月 | | 42, 44 <i>0</i> 2 |
| | 難病患者リハビリテーション料 | | | 年 | 月 | | 43, 4402 |
| | 障害児(者)リハビリテーション料 | | | 年 | 月 | | 43, 44 <i>0</i> 2 |
| | がん患者リハビリテーション料 | | | 年 | 月 | | 4302, 4402 |
| | 集団コミュニケーション療法料 | | | 年 | 月 | | 44. 44 <i>0</i> 2 |
| | 認知療法・認知行動療法 | | | 年 | 月 | | 44 <i>0</i> 3 |
| | 精神科作業療法 | | | 年 | 月 | | 45, 4 |
| | 精神科ショート・ケア「大規模なもの」 | | | 年 | 月 | | 46, 4 |
| | 精神科ショート・ケア「小規模なもの」 | | | 年 | 月 | | 46, 4 |
| | 精神科デイ・ケア「大規模なもの」 | | | 年 | 月 | | 46, 4 |
| 52 | 精神科デイ・ケア「小規模なもの」 | | | 年 | 月 | | 46, 4 |
| 53 | 精神科ナイト・ケア | | | 年 | 月 | | 46, 4 |
| 54 | 精神科デイ・ナイト・ケア | | | 年 | 月 | | 46, 4 |
| 54の 2 | 抗精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導 管理料に限る。) | | | 年 | 月 | | 46の3 |
| 55 | 重度認知症患者デイ・ケア料 | | | 年 | 月 | | 47 |
| | 医療保護入院等診療料 | | | 年 | 月 | | 48 |
| 57 | エタノールの局所注入(甲状腺に対するもの) | | | 年 | 月 | | 49 |
| 57 | エタノールの局所注入(副甲状腺に対するもの) | | | 年 | 月 | | 49の 2 |
| 57の2 | 透析液水質確保加算 | | | 年 | 月 | | 49の 3 |
| 57の3 | 一酸化窒素吸入療法 | | | 年 | 月 | | 49の 4 |
| 57の 4 | う蝕歯無痛的窩洞形成加算 | | | 年 | 月 | | 50 |

| 施設基 | 名称 | 今回 届出 | 艮 | 据届出 | | 算定 しない | 様式(別添2) |
|---------------|---|----------|---|-----|---|-----------|------------------------|
| 準通知 57の5 | 歯科技工加算 | | | 年 | 月 | | 50の 2 |
| | 皮膚悪性腫瘍切除術(悪性黒色腫センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。) | | | 年 | 月 | | 500 3,52, 4 |
| 58 | 腫瘍脊椎骨全摘術 | | | 年 | 月 | | 51, 52, 4 |
| 59 | 頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。) | | | 年 | 月 | | 52, 54, 4 |
| 60 | 脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)及び脳刺激装置交 換術、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 | | | 年 | 月 | | 25 |
| 60の2 | 治療的角膜切除術(エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。)) | | | 年 | 月 | | 52, 54 0 2 , 4 |
| 60の3 | 網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの) | | | 年 | 月 | | 52, 54 0 3, 4 |
| 61 | 人工内耳植込術 | | | 年 | 月 | | 52, 55, 4 |
| 61の2 | 上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限る。) | | | 年 | 月 | | 52, 56, 4 |
| | 上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に係るものに限る。) | | | 年 | 月 | | 52, 56 <i>0</i> 3, 4 |
| 61の4 | 乳がんセンチネルリンパ節加算 1 、乳がんセンチネルリンパ節加算 2 | | | 年 | 月 | | 52, 56 0 2, 4 |
| 62 | 一 同種死体肺移植術 | | | 年 | 月 | | 57 |
| 62 の 2 | 生体部分肺移植術 | | | 年 | 月 | | 52, 58 |
| 63 | 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの) | | | 年 | 月 | | 52, 59 |
| 64 | 経皮的中隔心筋焼灼術 | | | 年 | 月 | | 52, 60 |
| 65 | ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 | | | 年 | 月 | | 24 |
| 65の2 | 植込型心電図記録計移植術及び植型心電図記録計摘出術 | | | 年 | 月 | | 24の 2 |
| 66 | 両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術 | | | 年 | 月 | | 52, 61, 4 |
| 67 | 植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去 術 (レーザーシースを用いるもの) | | | 年 | 月 | | 52, 62, 4 |
| 67の 2 | 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術 | | | 年 | 月 | | 52, 63, 4 |
| 68 | 大動脈バルーンパンピング法(IABP法) | | | 年 | 月 | | 24 |
| 69 | 補助人工心臓 | | | 年 | 月 | | 52, 64, 4 |
| 70 | 植込型補助人工心臓(拍動流型) | | | 年 | 月 | | 52, 65, 4 |
| 70თ2 | 植込型補助人工心臓(非拍動流型) | | | 年 | 川 | | 52, 65 0 3, 4 |
| 71 | 同種心移植術 | | | 年 | 月 | | 57 |
| 72 | 同種心肺移植術 | | | 年 | 月 | | 57 |
| 72თ2 | 経皮的大動脈遮断術 | | | 年 | 月 | | 65の 2 |
| 72თ3 | ダメージコントロール手術 | | | 年 | 月 | | 65の 2 |
| 73 | 体外衝撃波胆石破砕術 | | | 年 | 月 | | 66, 4 |
| 73თ2 | 腹腔鏡下肝切除術 | | | 年 | 月 | | 52, 66 <i>0</i>) 2, 4 |
| 74 | 生体部分肝移植術 | | | 年 | 月 | | 52, 67 |
| 75 | 同種死体肝移植術 | | | 年 | 月 | | 57 |
| 75の2 | 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術 | | | 年 | 月 | | 67 の 2, 52, 4 |
| 76 | 同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術 | | | 年 | 月 | | 57 |

| 施設基 | 67 II. | 今回 届出 | I | 既届出 | | 算定 しない | 様式(別添2) |
|---------------|--|----------|---|------------|----|-----------|-----------------------------------|
| 準通知 | 名 称 | | | / - | _ | | 67.00 50 4 |
| | 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 腹腔鏡下小切開副腎摘出術 | | | 年 | 月月 | | 67 <i>0</i> 3, 52, 4 52, 68, 4 |
| | 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 | | | 年 | 月 | | 66, 4 |
| 11 | | Ш | | + | Д | П | 00, 4 |
| 77の2 | 腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下 小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術 | | | 年 | 月 | | 52, 68, 4 |
| 77の3 | 腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの) | | | 年 | 月 | | 68の2, 52, 4 |
| 77の 4 | 同種死体腎移植術 | | | 年 | 月 | | 57 |
| 77の5 | 生体腎移植術 | | | 年 | 月 | | 52, 69 |
| 77თ 6 | 膀胱水圧拡張術 | | | 年 | 月 | | 52, 69 0 2, 4 |
| 77の 7 | 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術 | | | 年 | 月 | | 69の3, 52, 4 |
| 77の8 | 人工尿道括約筋植込・置換術 | | | 年 | 月 | | 69の4, 52, 4 |
| 77の 9 | 焦点式高エネルギー超音波療法 | | | 年 | 月 | | 52, 70, 4 |
| 78 | 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術 | | | 年 | 月 | | 52, 71, 4 |
| 78თ 2 | 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術 | | | 年 | 用 | | 52, 68, 4 |
| 78თ ვ | 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術 | | | 年 | 月 | | 71の 2 |
| 79 | 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章第9部 の通則4を含む。)に掲げる手術 | | | 年 | 月 | | 72 |
| 80 | 輸血管理料 I | | | 年 | 月 | | 73 |
| 80 | 輸血管理料Ⅱ | | | 年 | 月 | | 73 |
| 80の 2 | 自己生体組織接着剤作成術 | | | 年 | 月 | | 73თ 2 |
| 80ത ദ | 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 | | | 年 | 月 | | 73の 3 |
| 80の 4 | 内視鏡手術用施設機器加算 | | | 年 | 月 | | 73の 4 , 52 , 4 |
| 80の 5 | 歯周組織再生誘導手術 | | | 年 | 月 | | 74 |
| 80の 6 | 手術時歯根面レーザー応用加算 | | | 年 | 月 | | 74の2 |
| 80の7 | 広範囲顎骨支持型装置埋入手術 | | | 年 | 月 | | 74の3 |
| 81 | 麻酔管理料(I) | | | 年 | 月 | | 75 |
| 81の2 | 麻酔管理料(Ⅱ) | | | 年 | 月 | | 75 |
| 82 | 放射線治療専任加算 | | | 年 | 月 | | 76 |
| 82の 2 | 外来放射線治療加算 | | | 年 | 月 | | 76 |
| 83 | 高エネルギー放射線治療 | | | 年 | 月 | | 77 |
| 83の 2 | 強度変調放射線治療 (IMRT) | | | 年 | 月 | | 78 |
| 83 ග 3 | 画像誘導放射線治療加算 (IGRT) | | | 年 | 月 | | 78の 2 |
| 83の4 | 体外照射呼吸性移動対策加算 | | | 年 | 月 | | 78の3 |
| 84 | 定位放射線治療 | | | 年 | 月 | | 79 |
| 84の 2 | 定位放射線治療呼吸移動対策加算 | | | 年 | 月 | | 78თ3 |
| 84の 3 | 保険医療機関間の連携による病理診断 | | | 年 | 月 | | 79の2 |
| 84の 4 | テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製 | | | 年 | 月 | | 80 |
| 84の 5 | テレパソロジーによる術中迅速細胞診 | | | 年 | 月 | | 80 |
| 84の6 | 病理診断管理加算 | | | 年 | 月 | | 80 <i>0</i>) 2 |
| 85 | クラウン・ブリッジ維持管理料 | | | 年 | 月 | | 81 |
| 86 | 歯科矯正診断料 | | | 年 | 月 | | 82 |

| 施設基準通知 | 名称 | 今回 届出 | 既 | 張 届出 | | 算定 しない | 様式(別添2) |
|--------|---|----------|---|-------------|---|-----------|---------|
| 87 | 顎口腔機能診断料(顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに限る。)の手術前後における歯科矯正に係るもの) | | | 年 | 月 | | 83 |
| 88 | 基準調剤加算 1 | | | 年 | 月 | | 84, 4 |
| 88 | 基準調剤加算 2 | | | 年 | 月 | | 84, 4 |
| 89 | 後発医薬品調剤体制加算 1 | | | 年 | 月 | | 85 |
| 89 | 後発医薬品調剤体制加算 2 | | | 年 | 月 | | 85 |
| 89 | 後発医薬品調剤体制加算3 | | | 年 | 月 | | 85 |
| 90 | 保険薬局の無菌製剤処理加算 | | | 年 | 月 | | 86, 4 |
| 91 | 在宅患者調剤加算 | | | 年 | 月 | | 87 |

※様式16,53は欠番

腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)に係る届出書添付書類

| 1 | 標榜診療科名(施設基準に係る標榜科名を記入 | すること。) | |
|---|-----------------------|----------------|---|
| | | 科 | |
| 2 | 泌尿器科の常勤医師の氏名等 | | |
| | | 経験年数 | |
| | 氏 名 | (少なくとも2人は5年以上) | |
| | | | 年 |
| | | | 年 |
| | | | 年 |
| 3 | 当該療養を担当する医師の常時待機 | 有 • 無 | |

[記載上の注意]

- 1 「2」の経験年数は、当該診療科における経験年数を記載すること。
- 2 「2」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、 主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- <u>2</u>3 泌尿器科を担当する医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。
- 3-4 当該届出は病院である保険医療機関のみ可能であること。

人工尿道括約筋植込・置換術の施設基準に係る届出書添付書類

| 1 | 標榜診療科名(施設基準に係る標榜科名を記入 | すること。) |
|---|-----------------------|----------------|
| | | 科 |
| 2 | 泌尿器科の常勤医師の氏名等 | |
| | 氏 名 | 経験年数 |
| | 以 右 | (少なくとも1人は5年以上) |
| | | 年 |
| | | 年 |
| | | 年 |
| 3 | 緊急手術が可能な体制 | 有 ・ 無 |

[記載上の注意]

- 1 「2」の経験年数は、当該診療科における経験年数を記載すること。
- 2 「2」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、 主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- <u>2</u>3 泌尿器科を担当する医師の氏名、勤務の様態及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。
- 3-4 当該届出は病院である医療機関のみ可能であること。

「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について (平成24年3月5日保医発0305第10号)

別紙様式3

訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する専門の研修を受けた看護師に係る届出書 (届出・変更・取消し)

| | 受理番号 | (訪看26) | 号 | | | | | |
|--|---------------|------------|-----|--|--|--|--|--|
| 受付年月日 平成 年 月 日 | 決定年月 | 平成 年 | 月 日 | | | | | |
| (届出事項) 1. 緩和ケア | 2. | 媷瘡ケア | | | | | | |
| 上記のとおり届け出ます。 平成 年 月 日 指定訪問看護事業者 の所在地及び名称 地方厚生(支)局長 殿 | 代 | 表者の氏名 | 印 | | | | | |
| 届出内容 | | | | | | | | |
| 指定訪問看護事業者 の所在地及び名称 1 緩和ケアに関する専門研修 | 管: | ステーションコート゛ | | | | | | |
| 氏名 | 氏名 | | | | | | | |
| 2 褥瘡ケアに関する専門研修 | | | | | | | | |
| <u>氏名</u> | | 氏名 | | | | | | |
| L | が確認できる文章 | 書を添付すること | - 0 | | | | | |

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う 実施上の留意事項について

(平成24年3月5日保発0305第3号)

第4 訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費の共通事項について

1(1) 訪問看護ステーションと特別の関係にあり、かつ、当該訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した医師が所属する保険医療機関等において、往診料、在宅患者訪問診療料、在宅がん医療総合診療料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、在宅訪問リハビリテーション指導管理料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者訪問栄養食事指導料又は精神科訪問看護・指導料のいずれかを算定した日については、当該訪問看護ステーションは訪問看護基本療養費を算定できないこと。

ただし、次に掲げる場合はこの限りではないこと。

- ア 当該訪問看護ステーションが指定訪問看護を行った後、利用者の病状の急変 等により、保険医療機関等が往診を行って往診料を算定した場合
- イ 基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者について、在宅患者訪問看護・ 指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料を算定した場合
- ウ 利用者が保険医療機関等を退院後1月を経過するまでに往診料等のいずれか を算定した場合
- <u>工</u>ウ 緩和ケア及び褥瘡ケアに係る専門の研修を修了した看護師が、訪問看護ステーションの看護師又は当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関の看護師と 共同して指定訪問看護を行った場合
- オエ 特別訪問看護指示書の交付を受けた場合

第5 訪問看護管理療養費について

- 5(3) 訪問看護ステーションと特別の関係のある保険医療機関からの退院の場合に行われた退院支援指導の場合については、所定額は算定しないこと。
 - (3.4) 退院支援指導加算は、1人の利用者に対し、1つの訪問看護ステーションに おいてのみ算定できるものであること。ただし、当該患者の入院期間の看護師等が 行う退院日の訪問指導とは、併算定可とする。
 - (4-5) 退院支援指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について (平成24年3月26日保医発0326第2号)

別添1

別紙1

診療報酬請求書等の記載要領

- Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
- 第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)
 - 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項
- (23)「在宅」欄について

ク (前略)

在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料を算定した場合は、「訪 問看護」又は「訪問看護(同一)」、厚生労働大臣の定める疾病等に罹患している患者に対 して行った場合は、「訪問看護 難病」又は「訪問看護 難病(同一)」、急性増悪等によ り頻回な訪問看護を必要とする患者に対して行った場合は、「訪問看護 急性 」又は「 訪 問看護 急性(同一)」、悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修 を受けた看護師による場合、「訪問看護専門」又は「訪問看護専門(同一)」、緊急訪問看 護加算を算定する場合は、「訪問看護 緊急 」又は「訪問看護 緊急(同一)」、長時間訪 問看護・指導加算を超重症児又は準超重症児に算定する場合は「超準訪看長時超準長時」 又は「超準訪看長時超準長時(同一)」、それ以外の者に算定する場合は、「訪問看護 長 時 」又は「訪問看護 長時 (同一)」、乳幼児加算又は幼児加算を算定する場合は、「訪問 看護 乳 」若しくは「訪問看護 乳 (同一)」又は「訪問看護 幼 」若しくは「訪問看護 幼 (同一)」、複数名訪問看護加算を算定する場合は「訪問看護 複訪看看 」若しくは「訪 問看護 複訪看看 (同一)」又は「訪問看護 複訪看准」若しくは「訪問看護 複訪看准 (同 一)」又は「訪問看護複訪看補」若しくは「訪問看護複訪看補(同一)」、在宅患者連携指 導加算又は同一建物居住者連携指導加算を算定する場合は、「訪問看護 連携 」又は「訪 問看護 連携 (同一)」、在宅患者緊急時等カンファレンス加算又は同一建物居住者緊急時 等カンファレンス加算を算定する場合は、「訪問看護 カン 」又は「訪問看護 カン (同一)」 と表示し、回数及び総点数を記載すること。(後略)

タ 在宅酸素療法指導管理料を算定した場合は、その他の項に 酸 と表示して点数を記載すること。この場合、「摘要」欄に当該月の動脈血酸素濃度分圧又は動脈血酸素飽和度を記載し、慢性心不全で適用になった患者にあっては、初回の指導管理を行った月において、

終夜睡眠ポリグラフィーの実施日及び無呼吸指数も併せて記載すること。

なお、酸素ボンベ加算、酸素濃縮装置加算、液化酸素装置加算又は呼吸同調式デマンドバルブ加算を算定した場合は、併せてそれぞれ ボ 、濃 、液 又は 呼 と表示して当該加算を加算した点数を記載すること。また、酸素ボンベ加算及び液化酸素装置加算について携帯用又は携帯型を用いた場合は、併せて、携 と表示すること。なお1月に2回分の算定を行う場合は、当月分に加え、翌月分、前月分のいずれを算定したのか「摘要」欄に記載すること。

- ナ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料を算定した場合は、その他の項に 特呼 と表示して 点数を記載し、「摘要」欄に初回の指導管理を行った月日、直近の無呼吸低呼吸指数、及 び睡眠ポリグラフィー上の所見と実施年月日、当該管理料を算定する日の自覚症状等の所 見及び2月を超えて当該療法の継続が可能であると認める場合はその理由を記載すること。経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算を算定した場合は、併せて 経呼 と表示して当 該加算を加算した点数を記載すること。<u>なお、1月に2回分の算定を行う場合は、当月分</u>に加え、翌月分、前月分のいずれを算定したのか「摘要」欄に記載すること。
- IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項
- 第2 調剤報酬明細書の記載要領 (様式第5)
 - 2 調剤報酬明細書に関する事項
- (32) 「請求」欄及び「一部負担金額」欄について
- ウ 医療保険(高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証若しくは限度額適用・標準負担額減額認定証又は特定疾患医療受給者証若しくは小児慢性特定疾患医療受診券(特定疾患医療受給者証及び小児慢性特定疾患医療受診券にあっては、適用区分に所得区分の記載があるものに限る。)の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものに限る。)及び後期高齢者医療に係る「一部負担金額」の項については、以下によること。
 - (ア) <u>高額療養費が現物給付された者に限り</u>記載することとし支払いを受けた一部負担金の額を記載すること。なお、この場合において、一部負担金相当額の一部を公費負担 医療が給付するときは、公費負担医療に係る給付対象額を「一部負担金額」の項の「保険」の項の上段に()で再掲するものとし、「一部負担金額」の項には、支払いを 受けた一部負担金と公費負担医療が給付する額とを合算した金額を記載すること。

1. 留意事項通知

K685 内視鏡的胆道結石除去術

(4) 短期間又は同一入院期間中において、区分番号「K687」内視鏡的乳頭切開術と区分番号「K685」内視鏡的胆道結石除去術<u>(胆道砕石術を伴うもの)</u>を併せて行った場合は、主たるもののみにより算定する。

K687 内視鏡的乳頭切開術

(4) 短期間又は同一入院期間中において、区分番号「K685」内視鏡的胆道結石除去 術 <u>(胆道砕石術を伴うもの)</u>と区分番号「K687」内視鏡的乳頭切開術を併せて行った 場合は、主たるもののみにより算定する。

別紙

訪問看護療養費請求書等の記載要領

- Ⅱ 請求書等の記載要領
- 第2 明細書に関する事項(様式第四)
- 24 「基本療養費」及び「精神科基本療養費」欄について
- (5) 訪問看護基本療養費 (I) 及び (Ⅱ) の加算並びに精神科訪問看護基本療養費(I) 及び (Ⅲ) の加算について
- ウ 別に厚生労働大臣の定める長時間の訪問を要する者に対し、訪問看護ステーションの看護師等が90分を超える訪問看護を実施した場合は、⑰又は⑱の「長時間訪問看護加算」欄に「×,×××」円、当該月において訪問した日数及びこれらを乗じて得た額を記載すること。さらに、利用者が超重症児又は準超重症児である場合には、その旨を訪問看護療養費明細書のその他の項に必ず明記すること。

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について (平成24年3月30日保医発0330第9号)

別添

- 1 保険医が、次の(1)から(<u>6</u>-8)までのいずれかに該当する医師(以下「配置医師」という。)である場合は、それぞれの配置されている施設に入所している患者に対して行った診療(特別の必要があって行う診療を除く。)については、介護報酬、自立支援給付、措置費等の他給付(以下「他給付」という。)において評価されているため、初診料、再診料(外来診療料を含む。)、小児科外来診療料及び往診料を算定できない。
- 4 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定障害者支援施設、指定療養介護事業所、救護施設、乳児院又は情緒障害児短期治療施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に入所している患者については、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

(中略)

・介護職員喀痰吸引等指示料 (特別養護老人ホームの入所者を除く。)(中略)

ただし、特別養護老人ホームの入所者については、以下のア又はイのいずれかに該当する場合には在宅患者訪問診療料を算定することができる。なお、当該患者について、介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る看取り介護加算(以下「看取り介護加算」という。)を算定している場合には、在宅ターミナルケア加算及び看取り加算は算定できない。

(中略)

・訪問看護療養費 (精神科訪問看護基本療養費 (精神科訪問看護基本療養費 (Ⅱ)を除く。) に限る。) (精神科訪問看護基本療養費 (Ⅰ)及び(Ⅲ)については、特別養護老人ホームの入所者であって、一時的に頻回の訪問看護が必要なもの及び末期の悪性腫瘍等であるものを除く。)

(後略)

(別紙)

| (別紙) | | | | | | | | | | |
|--|--|---|----------------------------------|---|--|---------------------------------------|------------------------|--|----------------------|--|
| | 1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3 | | | | 2. 入院中の患者 | İ | | 3 | 入所中の患者 | |
| 区分 | 石川磯、短州八川原俊川磯又は川磯下切 「 | 特定施設(指定特定施設、指定地域密 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 設の病床以外の病 床(短期入所療養 介護又は介護予防 | の病床を除く。) イ. 短期入所療養 期入所療養介護(療養室又は認知 く。)を受けてい | 介護又は介護予防短 介護老人保健施設の 症病棟の病床を除 | / / / / / / / / / / / / / / / / / | ト護又は介護予防短 翌知症病棟の病床に | ア. 介護老人保健施設 イ. 短期入所療養介護又は介護予助 期入所療養介護(介護老人保健施討 療養室に限る。)を受けている患者 | きの | |
| | うち、小規模多機能 型居宅介護又は複合 型サービスを受けて いる患者(宿泊サー ビスに限る) | うち、外部サービス利用型 指定特定施設入居者生活介 護又は外部サービス利用型 指定介護予防特定施設 者生活介護を受ける者が入 居する施設 | 短期入所療養介護 を受けている患者 を除く。) | 介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(36 | - 介護療養施設サー 也 ビス費のうち、他 2 科受診時費用(362 単位)を算定した 日の場合 | 1 ヒス費のうち、他 2 科受診時費用(362 | ヒス費のうち、他科受診時費用(362 | 併設保険医療機関 併設保険医療機関 以外の保険医療 関 | 期入所生活介護を受けている患者 関 | |
| 初・再診料 | 0 | | × | × | 0 | × | 0 | O (入院に係るも を除く。) | の (配置医師が行う場合を除く。) | |
| 入院料等 | _ | | 0 | × | | 〇 (A227精神科 措置入院診療加算 に限る。) | | _ | _ | |
| B001の10 入院栄養食事指導料 | _ | | 0 | | × | | × | _ | _ | |
| BOO1の24 外来緩和ケア管理料 | 0 | | _ | _ | × | _ | × | × | 0 | |
| BOO1の25 移植後患者指導管理料 | 0 | | _ | _ | × | _ | × | × | <u>*1</u> O | |
| B001の26 植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管 | 0 | | | _ | × | _ | × | × | <u> </u> | |
| 理料 BOO1の27 糖尿病透析予防指導管理料 | 0 | | _ | | × | _ | × | × | <u> </u> | |
| B 0 0 1 0727 福州州及111 17 10 11日午日生代 | | | | | | | ^ | ^ | <u> </u> | |
| B001-2-5 院内トリアージ実施料 | 0 | | _ | _ | × | _ | × | × | × 1 | |
| B001-2-6 夜間休日救急搬送医学管理料 | 0 | | _ | _ | × | _ | × | × | O ※1 | |
| B001-2-7 外来リハビリテーション診療料 | 0 | | _ | _ | × | _ | × | × | 〇 (配置医師が行う場合を除く。) | |
| B001-2-8 外来放射線照射診療料 | 0 | | _ | _ | × | _ | × | × | 〇 (配置医師が行う場合を除く。) | |
| B004 退院時共同指導料1 | _ | | 0 | | × | | × | × | × | |
| 注2加算 | _ | | 0 | | × | | × | × | × | |
| B005 退院時共同指導料2 | _ | | 0 | | × | | × | _ | _ | |
| B005-1-2 介護支援連携指導料 | _ | | 0 | | × | | × | _ | _ | |
| B005-2 地域連携診療計画管理料 B005-3 地域連携診療計画退院時指導料(I) | _ | | 0 | | × | | × | _ | _ | |
| B O O 5 − 3 − 2 地域連携診療計画退院時指導料 (II) | 0 | | _ | | × | | × | × | × | |
| B005-6 がん治療連携計画策定料 | _ | | 0 | | × | | × | _ | _ | |
| B005-6-2 がん治療連携指導料 | 0 | | _ | | × | | × | × | 0 | |
| B005-7 認知症専門診断管理料1 | 0 | | 〇 (療養病棟に入院 中の者に限る) | - | 0 | _ | × | × | 0 | |
| 医学 管 B005-7 認知症専門診断管理料2 理 等 | 0 | | 〇 (療養病棟に入院 中の者に限る) | - | 0 | _ | × | × | 0 | |
| B005-7-2 認知症療養指導料 | 0 | | 〇 (療養病棟に入院 中の者に限る) | : | _ | - | _ | × | 0 | |
| B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料 | 0 | | 0 | | × | | × | × | 0 | |
| BOO7 退院前訪問指導料 | _ | | 0 | | × | | × | _ | _ | |
| B008 薬剤管理指導料 | _ | | 0 | | × | | × | - | _ | |
| B009 診療情報提供料(I) | | | | | | | | I | | |
| 注 1 | 0 | | 0 | | × | | × | × | 0 | |
| 注2 | ○ (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養 除く。) | 管理指導費が算定されている場合を | 0 | 〇 (短期入所療養介護 護又は介護予防禁 期入所療養介護 受けている場合! 限る。) | 豆 を × | | × | × | × | |
| 注3 | ○ (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養 除く。) | 管理指導費が算定されている場合を | 0 | | × | | × | × | 0 | |

| | | 1. 入防 (次の施設に入居又は入 | ニーニー 記中の患者以外の息 所する者を含み、 | | を除く。) | | | 2. | 入院中の患者 | | | 3. 入所 | f中の患者 |
|------|--|--|---------------------------------------|----------|--|------------------|---|---------------|------------------------------|---|---|----------------------------|---|
| | 区分 | 石川磯、湿州八川原俊川磯又は川磯下阴 | | | t (指定特定施設、指定地域密 施設及び指定介護予防特定 る。) | 介護療養型医療施設の病床以外の病 | の病体で除く。) イ、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設の 療療養室又は認知症病棟の病床を除 く。)を受けている患者 | | | 11. 短期入川原食川護人は川護下川及 期1. 正成業の難(初知庁侯博の侯庫) | ア.介護老人保健 イ.短期入所療養 期入所療養介護(療養室に限る。): | 介護又は介護予防短 介護老人保健施設の | 7. 介護老人福祉施設又は地域密着型 介護老人福祉施設 イ. 短期入所生活介護又は介護予防短 |
| | | うち、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けている患者(宿泊サービスに限る) | 防認知症対応型共 同生活介護) | | うち、外部サービス利用型 指定特定施設入居者生活介 護又は外部サービス利用型 指定介護予防特定施設入 者生活介護を受ける者が入 居する施設 | を受けている患者を除く | 介護療養施設サビス費のうち、 科受診時費用(3 | 他 ヒス 62 科受 | 費のうち、他 診時費用(362)を算定した | 介護療養施設サー ビス費のうち、他 科受診時費用(362 単位)を算定しな い日の場合 | 併設保険医療機関 | 併設保険医療機関 リメケの保険医療機 関 | 期入所生活介護を受けている患者 |
| | 注 4 | | 0 | | • | 0 | | × | | × | × | 0 | × |
| | 注5及び注6 | | 0 | | | 0 | 0 | | × | × | | × | 0 |
| | 注7加算及び注8加算 | | 0 | | | 0 | | × | | × | | × | 0 |
| | 注9加算 | | 0 | | | 0 | 0 | | × | × | | × | 0 |
| | 注10加算(認知症専門医療機関連携加算) 注11加算(精神科医連携加算) 注12加算(肝炎インターフェロン治療連携加算) | | 0 | | | _ | | _ | | _ | | × | 0 |
| В | 0 1 0 診療情報提供料(Ⅱ) | | 0 | | | 0 | | × | | × | | × | 0 |
| В | 0 1 4 退院時薬剤情報管理指導料 | | _ | | | 0 | | _ | | _ | | _ | _ |
| 上 | 記以外 | | 0 | | | 0 | 0 | | × | × | | × | O ※ 1 |
| С | 000 往診料 | | 0 | | | _ | | _ | | _ | × | 0 | 〇 (配置医師が行う場合を除く。) |
| (⊫ | 〇〇1 在宅患者訪問診療料 司ー建物において同一日に2件以上医療保険から給付 れる訪問診療を行うか否かにより該当する区分を算) | | 0 | | | _ | | _ | | _ | × | | 〇 ※8 (死亡日からさかのぼって30日以内の 患者及び末期の悪性腫瘍の患者に限 る。ただし、看取り介護加算を算定 している場合には、在宅ターミナ ケア加算・看取り加算は算定できな い。) |
| С | 002 在宅時医学総合管理料 | ○ (養護老人ホーム、 軽費老人ホームA型 及び特別養護老人 ホームの入所者を 除く。) | 0 | _ | 0 | _ | | _ | | _ | | | _ |
| С | 002-2 特定施設入居時等医学総合管理料 | 〇 (定員110名以下の 養護老人ホーム及 び軽費老人ホームA 型の入所者並びに 特別養護老人ホー ムの入所者(末期の 悪性腫瘍のものに 限る。)に限る。) | - | 0 | _ | - | | _ | | _ | | _ | C ※8 (死亡日からさかのぼって30日以内の 患者及び末期の悪性腫瘍の患者に限 る。) |
| С | 003 在宅がん医療総合診療料 | 0 | | × | 0 | _ | | _ | | - | | × | × |
| | 005 在宅患者訪問看護・指導料 005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料 | (同一建物において同一日に2件以上医療 | O 呆険から給付される る区分を算定) ※2 | る訪問指導 | 算を行うか否かにより該当す | _ | | _ | | _ | | × | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) |
| | 在宅ターミナルケア加算及び同一建物居住者ターミナルケア加算 | | O ※2 | | | _ | | _ | | _ | | _ | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。たた し、看取り介護加算を算定している 場合には、算定できない。) |
| 在宅医療 | 在宅移行管理加算 | (同一月において、介護保険の特 | 〇 ※ 2 特別管理加算を算足 | €していな | い場合に限る。) | _ | | _ | | _ | | _ | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) |
| | その他の加算 | | O ※2 | | | _ | | _ | | _ | | _ | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) |
| 料(同 | 006 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理 同一建物において同一日に2件以上医療保険から給付れる訪問指導を行うか否かにより該当する区分を算 | | × | | | _ | | _ | | _ | | x | X |
| | 注2 | (急性増悪等により一時的に頻回の) | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ミノコ トノおき | 必要が患者に限る \ | _ | | _ | | _ | | _ | _ |
| | 007 訪問看護指示料 | (志性増悪等により一時的に隣回の | <u>。</u> <u>〇</u> <u>※2</u> | × × | が要な患者に限る。) <u>Q</u> <u>※2</u> | _ | | _ | | _ | | × | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) |
| С | 007 介護職員喀痰吸引等指示料 | | 0 | <u> </u> | 1 | _ | _ | | _ | | _ | _ | - |

| | 1. 入院 (次の施設に入居又は入所 | 中の患者以外の息 ffする者を含み、 | 3 3 3 の患者を除く。) | | | 2. 入院中の患者 | | | 3. 入所中の患者 | | | |
|---|--|---|--|--|---|---|---|--------------------------------------|---|--|--|--|
| 区分 | ※1 無 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 8知症対応型グレーブホーム(認 ルーブホーム(認 10症対応型共同生 15認知症対応型共 15認知症対応型共 15生活介護) | , and a second of the second o | 設の病床以外の病 床(短期入所療養 介護又は介護予防 短期入所療養介護 | の病床を除く。) イ規則入所療養介 規入所療養介 療養空界はけている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | が保めが床を除 5.患者 介護療養施設サー ピス費のうち、他 科受診時費用(362 | の病床に限る。) イ. 短期入所療養 期入所療養介護 限る。)を受けて 介護療養施設サー ビス費の 料受診時費用(36 | 介護又は介護予防短 認知症病棟の病床に いる患者 | ア. 介護老人保健施設 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設の療養室に限る。)を受けている患者 併設保険医療機関 併設保険医療機関 関 | ア.介護老人福祉施設又は地域密着型 介護老人福祉施設 イ. 短期入所生活介護又は介護予防短 期入所生活介護を受けている患者 | | |
| C008 在宅患者訪問薬剤管理指導料 (同一建物において同一日に2件以上医療保険から給付される訪問指導を行うか否かにより該当する区分を算定) | | × | | _ | - | _ | | _ | × | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) | | |
| C009 在宅患者訪問栄養食事指導料 (同一建物において同一日に2件以上医療保険から給付される訪問指導を行うか否かにより該当する区分を算定) | | × | | _ | - | _ | | _ | × | × | | |
| C O 1 O 在宅患者連携指導料 | | × | | _ | - | _ | | _ | × | × | | |
| C 0 1 1 在宅患者緊急時等カンファレンス料 | | 0 | | _ | - | _ | | _ | × | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) | | |
| 第2節第1款に掲げる在宅療養指導管理料 | | 0 | | _ | - | | | _ | × | O ※ 1 | | |
| 第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算 | | 0 | | _ | - | _ | | _ | 0 | 0 | | |
| 検査 | | 0 | | 0 | × | 0 | × | 0 | O ※7 | 0 | | |
| 画像診断 | | 0 | | 0 | 〇 (単純撮影に係る ものを除く。) | 0 | × | 0 | 0 | 0 | | |
| 投薬 | | 0 | | 0 | O ※3 | 〇 (専門的な診療に 特有な薬剤に係る ものに限る。) | O ※3 | 〇 (専門的な診療に 特有な薬剤に係る ものに限る。) | O *3 | 0 | | |
| 注射 | | 0 | | 0 | O ※4 | 〇 (専門的な診療に 特有な薬剤に係る ものに限る。) | O ※4 | 〇 (専門的な診療に 特有な薬剤に係る ものに限る。) | O ※5 | 0 | | |
| リハビリテーション | (同一の疾患等について、介護保険における 日以 | 〇 リハビリテーシ 降は算定不可) | ョンを行った日から2ヶ月を経過した | 0 | O (H005視能訓 練及びH006難 病患者リハビリ テーション料に限 る。) | × | | × | O ※7 | 〇 (同一の疾患等について、介護保険におけるリハビリテーションを行った日から2ヶ月を経過した日以降は算定不可) | | |
| I 0 0 2 通院・在宅精神療法 I 0 0 3 - 2 認知療法・認知行動療法 | 0 | | | | _ | O × | | × | O (ただし、往診時に行う場合には精神療法が必要な理由を診療録に記載すること。) | | | |
| I O O 5 入院集団精神療法 | | | | | 〇 (同一日におい て、特定診療費を 算定する場合を除 (同一日において、特定診療費を算 する場合を除く。) | | | 〇 「、特定診療費を算定 合を除く。) | _ | - | | |
| I O O 7 精神科作業療法 | | 0 | | 0 | × | 0 | × | 0 | × | 0 | | |
| I O O 8 入院生活技能訓練療法 | | - | | 〇 (同一日におい て、特定診療費を 算定する場合を除 く。) | (同一日において、 | 〇 特定診療費を算定 を除く。) | | 〇 :、特定診療費を算定 合を除く。) | _ | - | | |
| I 0 0 8 - 2 精神科ショート・ケア I 0 0 9 精神科デイ・ケア | 〇 (認知症対応型通所 介護費又は通所リ ハビリテーション 費を算定した日以 外の日は算定可) | (当該療法を行っ 通所介護費又は通 | 〇 ている期間内において、認知症対応型 所リハビリテーション費を算定した場 合は算定不可) | O (精神科退院指導 料を算定したもの に限る。) | _ | O (精神科退院指導 料を算定したもの に限る。) | _ | 〇 (精神科退院指導 料を算定したもの に限る。) | × | 0 | | |
| 注5 精 | 1 | _ | | 0 | 0 | _ | 0 – | | _ | _ | | |
| 神 科 専 門 I O 1 O 精神科ナイト・ケア 療 I O 1 O ー 2 精神科デイ・ナイト・ケア | 〇(認知症対応型通所 介護費又は通所リ ハビリテーション 費を算定した日以 外の日は算定可) | | | _ | | | | _ | × | 0 | | |
| IO11 精神科退院指導料 IO11-2 精神科退院前訪問指導料 | | | | 0 | 0 | _ | 0 | _ | _ | _ | | |

| | 1. 入院中の患者以外の患 (次の施設に入居又は入所する者を含み、 | | | 2. 入院中の患者 | | 3. 入所中の患者 | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|------------------------|---|---------------------------|--|
| 区分 | 自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 (短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防 5年期 1所療養の雑をディストの大学 | 特定施設(指定特定施設、指定地域密 着型特定施設及び指定介護予防特定 施設に限る。) | 介護療養型医療施 設の病床以外の病 床(短期入所療養 介護又は介護予防 短期入所療養介護 | の病床を除く。) イ. 短期入所療養介護又は介護予防短 調料入所療養介護(介護老人保健施設の 療養室又は認知症病棟の病床を除 く。)を受けている患者 | | ア. 介護療養型医療施設(認知症病棟 の病床に限る。) イ. 短期入所療養介護(認知症病棟の病床に 期入所療養介護(認知症病棟の病床に 限る。)を受けている患者 | | ア. 介護老人保健施設 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短 期入所療養介護(介護老人保健施設の 療養室に限る。) を受けている患者 | | ア. 介護老人福祉施設又は地域密着型 介護老人福祉施設 イ. 短期入所生活介護又は介護予防短 |
| | | | | ヒス費のうち、他 科受診時費用(362 | ・ 介護療養施設サー 也 ビス費のうち、他 2 科受診時費用(362 単位)を算定した 日の場合 | ヒス費のうち、他 科受診時費用(362 | ヒス費のっち、他 科受診時費用(362 | 併設保険医療機関 | 併設保険医療機関 以外の保険医療機 関 | 4. 歴初八所王治川議を受けている患者 期入所生活介護を受けている患者 |
| I O 1 2 精神科訪問看護・指導料 I 及びⅢ (同一建物において同一日に2件以上医療保険から給付される訪問看護を行うか否かにより該当する区分を算定) | O *2 | | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | O ※2 |
| I O 1 2 精神科訪問看護·指導料Ⅱ | 0 – | | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | - ⇔ |
| I O 1 2 2 精神科訪問看護指示料 | <u>I、皿に係るもの</u> <u>Q</u> <u>※2</u> <u>Iに係るもの</u> Q | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | O ※2 | |
| I 0 1 5 重度認知症患者デイ・ケア料 | ○ (認知症対応型通所 介護費又は通所リ ハピリテーション 費を算定した日以 外の日は算定可) ○ (認知症である老 人であって日常生 活自立度判定基準 がランクMのもの に限る。) | _ | _ | | | × | | 0 | | |
| 上記以外 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | × | | O ※ 1 | |
| 処置 | 0 | 0 | O ※6 | 0 | × | 0 | | O € 7 | 0 | |
| 手術 | 0 | 0 | | 0 | × | 0 | O ※7 | | 0 | |
| 麻酔 | 0 | 0 | | 0 | × | 0 | | O € 7 | 0 | |
| 放射線治療 | 0 | 0 | | 0 | × | 0 | | 0 | 0 | |
| 病理診断 | 0 | 0 | × | 0 | × | 0 | | 0 | 0 | |
| B000-4 歯科疾患管理料 B002 歯科特定疾患療養管理料 | 〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養 除く。) | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | 0 | |
| B004-1-4 入院栄養食事指導料 | | | 0 | | × | | × | _ | | _ |
| B004-9 介護支援連携指導料 | | | 0 | x x | | | | _ | _ | |
| B006-3 がん治療連携計画策定料 | - | | 0 | | × × × | | | | | - |
| B006-3-2 がん治療連携指導料 | 0 | _ | | × | | | x | | 0 | |
| B007 退院前訪問指導料 B008 薬剤管理指導料 | | | 0 | | × | | × × | | | |
| B009 診療情報提供料(I)(注2及び注6) | □ ○ (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療妻 除く。) | | | 0 | 0 | | 0 | | 0 | |
| B011-4 退院時薬剤情報管理指導料 | _ | | 0 | | _ | | | | | _ |
| B014 退院時共同指導料1 | _ | 0 | × | | × | | × | | | |
| B015 退院時共同指導料2 | _ | 0 | | × × | | _ | | _ | | |
| C O O 1 訪問歯科衛生指導料 | × | 0 | 0 0 | | 0 | | 0 | | | |
| C O O 1 - 3 歯科疾患在宅療養管理料 | 〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療者 除く。) | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | |
| C O O 3 在宅患者訪問薬剤管理指導料 | × | _ | x | | × | | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) | | | |
| C O O 7 在宅患者連携指導料 | × | _ | | | × | | × | | | |
| C 0 0 8 在宅患者緊急時等カンファレンス料 | 0 | _ | | _ | _ | | × | | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) | |
| 上記以外 | 0 | 0 | | 0 | | 0 | - | 0 | 0 | |
| 10 薬剤服用歴管理指導料 | 〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療 除く。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と 行われた場合には算定可 | 別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が | _ | | _ | | _ | | _ | 0 |

| | 1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。) | | | 2. | 入院中の患者 | | 3. 入所中の患者 | | | |
|--|--|--------------------|---|--|---------------------------------|---|-----------|---------------------------|---|--|
| 区分 | | | 介護療養型医療施設の病床以外の病床(短期入所療養 介護又は介護予防 短期入所療養介護と所養の方 | ア. 介護療養型医療施設(認知症病棟 の病床を除く。) イ、短期入所療養介護又は介護予防短 期入所療養介護(介護老人保健施設の 療養室又は認知症病棟の病床を除 く。)を受けている患者 | | ア. 介護療養型医療施設(認知症病棟 の病床に限る。) イ. 短期入所療養介護又は介護予防短 期入所療養介護 認知症病棟の病床に 限る。)を受けている患者 | | | ア. 介護老人福祉施設又は地域密着型 介護老人福祉施設 | |
| | | E対応型共 うち、外部サービス利用型 | | ビス費のうち、他 ビス 科受診時費用(362 科受 単位)を算定しな 単位 | ス費のうち、他 受診時費用(362 立)を算定した | 介護療養施設サー ビス費のうち、他 科受診時費用(362 単位)を算定しな い日の場合 | | 併設保険医療機関 以外の保険医療機 関 | イ、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者 | |
| 13 長期投薬情報提供料 14の2 外来服薬支援料 | 〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予 除く。 | _ | _ | | _ | _ | - | 0 | | |
| 15 在宅患者訪問薬剤管理指導料 | x | | | × | | × | > | < | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) | |
| 15の2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 | 0 | _ | _ | | _ | _ | _ | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) | | |
| 15の3 在宅患者緊急時等共同指導料 | ○ (同一日において、居宅療養管理指導費又は介護予 除く。 | _ | _ | | _ | _ | | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) | | |
| 15の4 退院時共同指導料 | _ | 0 | × | | × | × | | × | | |
| 15の5 服薬情報等提供料 | 〇 (同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予 除く。 | _ | _ | | _ | _ | | 0 | | |
| 上記以外 | 0 | _ | _ | | _ | _ | _ | 0 | | |
| O 1 訪問看護基本療養費(I)及び(Ⅱ)(注加算を含む。) (同一建物において同一日に2件以上医療保険から給付される訪問看護を行うか否かにより該当する区分を算定) | O *2 | _ | _ | | _ | _ | | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) | | |
| 01-2 精神科訪問看護基本療養費(I)及び(Ⅲ)(注加算を含む) (同一建物において同一日に2件以上医療保険から給付される訪問看護を行うか否かにより該当する区分を算定) | O *2 | _ | _ | | _ | _ | | O ※2 | | |
| 01-2 精神科訪問看護基本療養費(Ⅱ)(注加算を含む。) | 0 – | _ | _ | _ | | _ | _ | | _ | |
| O 1 − 3 訪問看護基本療養費(Ⅲ)及び精神科訪問看護基 本療養費(W) | _ | | 0 | 0 | | <u>Q</u> | _ | _ | _ | |
| 0 2 訪問看護管理療養費 | O ※2 | | _ | _ | | _ | _ | _ | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) | |
| 24時間対応体制加算 24時間連絡体制加算 | O ※2 (同一月おいて、緊急時訪問看護加算又は緊急時介護予防訪問看護加算を算定していない場合に限 る。) | | _ | _ | | _ | _ | | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) | |
| 特別管理加算 | 〇 ※2 (同一月おいて、介護保険の特別管理加 | _ | _ | | _ | _ | | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) | | |
| 退院時共同指導加算 退院支援指導加算 | 〇 ※2 (末期の悪性腫瘍等の患者である場合又は退院後行 指定訪問看護である | _ | _ | | _ | _ | | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) | | |
| 在宅患者連携指導加算 | × | _ | | | _ | | × | | | |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 | O *2 | _ | _ | | _ | _ | | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) | | |
| 0 3 訪問看護情報提供療養費 | 〇 ※2 (同一月において、介護保険による訪問 | _ | _ | | _ | _ | | × | | |
| 05 訪問看護ターミナルケア療養費 | O ※2 | 2 | _ | _ | | _ | - | _ | 〇 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。ただ し、看取り介護加算を算定している 場合には、算定できない。) | |

^{※1} 社会福祉施設、身体障害者施設等、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに入居又は入所する者に係る診療報酬の算定については、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)に特段の規定がある場合には、当該規定が適用されるものであること。

^{※2} 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。

| 区分 | 1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。) | | | 2. 入院中の患者 | | | | | 3. 入所中の患者 | | |
|----|--|---|--------------|--|---|--|--|------------|-------------|----------|--|
| | 、。/ ※ 1 知症が | 生防除 認知知年が応型ム共産型ムリカーが原列を担任が表現の主義を対した。 は、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対し、対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を | | のイ邦病 介護療養型医療施病 財の病病は以外の病 病は(短期入所療養 介護邦入は介護予防 短野人けている を除く。) | ア. 介護療養型医療 の病床を除く。) イ. 短期入所療養介 期入所療養介護(介 療養室又は認知症 く。) を受けている | 護又は介護予防短 護老人保健施設の 病棟の病床を除 | 7. 汀護療養型医療施設(認知症病保 の病床に限る。) イ. 短期入所療養介護又は介護予防短 | | プ. 介護老人保健施設 | | ア. 介護老人福祉施設又は地域密着型 ア. 介護老人福祉施設 一イ. 短期入所生活介護又は介護予防短 |
| | 5 L L L L L L L L L L L L L L L L L L L | | つち、外部サービス利用型 | | 日人貸のうら、他 科受診時費用(362) | 日 A 貸 の うら、他 科 受 診 時 費 用 (362 単 位) を 算 定 し た | 科受診時費用(362 | 科受診時費用(362 | | 併設保険医療機関 | 1. |

- ※3 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
 ・抗悪性腫瘍剤(悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。)
 ・疼痛コントロールのための医療用麻薬
 ・抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。)
- ※4 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
 ・エリスロボエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)
 ・ダルベポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)
 ・疼痛コントロールのための医療用麻薬
 ・インターフェロン製剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。)
 ・抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。)
 ・血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体

- ※6 創傷処置(手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。)、喀痰吸引、摘便、酸素吸入、酸素テント、皮膚科軟膏処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、膣洗浄、眼処置、耳管処置、鼻処置、口腔、咽頭処置、間接喉頭鏡下喉頭処置、ネブライザー、超音波ネブライザー、介達牽引、消炎鎮痛 等処置、鼻腔栄養及び長期療養患者褥瘡等処置を除く。
- ※7 検査、リハビリテーション、処置、手術又は麻酔について、それぞれ、特掲診療料の施設基準(平成20年厚生労働省告示第63号)別表第12の第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号に掲げるものを除く。
- ※8 死亡日からさかのぼって30日以内の患者については、当該患者を当該特別養護老人ホーム(看取り介護加算の施設基準に適合しているものに限る。)において看取った場合(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院若しくは当該特別養護老人ホームの協力医療機関の医師により行われたものに限る。)に限る。